

平成22年12月第5回八街市議会定例会会議録（第3号）

.....

1. 開議 平成22年12月16日 午前10時00分

1. 出席議員は次のとおり

4番 石 井 孝 昭
5番 桜 田 秀 雄
6番 林 修 三
7番 山 口 孝 弘
8番 小 高 良 則
9番 湯 浅 祐 徳
10番 川 上 雄 次
11番 新 宅 雅 子
12番 横 田 義 和
13番 鯨 井 眞佐子
14番 加 藤 弘
15番 山 本 邦 男
16番 京 増 藤 江
17番 右 山 正 美
18番 小 澤 定 明
19番 京 増 良 男
20番 丸 山 わき子
21番 中 田 眞 司
22番 古 川 宏 史

.....

1. 欠席議員は次のとおり

な し

.....

1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

市	長	北 村 新 司
副 市	長	高 橋 一 夫
教 育	長	川 島 澄 男
総 務 部	長	浅 羽 芳 明
市 民 部	長	森 田 隆 之
経 済 環 境 部	長	並 木 敏
建 設 部	長	糸 久 博 之
会 計 管 理 者		江 澤 弘 次

+

教育委員会教育次長	越 川 みね子
農業委員会事務局長	藤 崎 康 雄
監査委員事務局長	秋 山 昇
選挙管理委員会事務局長	長谷川 淳 一
財 政 課 長	加 藤 多久美
水 道 課 長	醍 醐 文 一
国 保 年 金 課 長	石 毛 勝
介 護 保 険 課 長	醍 醐 真 人
下 水 道 課 長	吉 田 一 郎
学校給食センター所長	石 川 孝 夫
総 務 課 長	長谷川 淳 一
厚 生 課 長	藏 村 隆 雄
農 政 課 長	加 瀬 芳 之
道 路 河 川 課 長	勝 股 利 夫
庶 務 課 長	河 野 政 弘

.....

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事 務 局 長	今 井 誠 治
副 主 幹	鯨 岡 修 子
主 査	小 川 正 一
主 査 補	吉 田 美 恵 子
主 事	武 藤 佳 人

.....

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程（第2号）

平成22年12月16日（木）午前10時開議

日程第1 一般質問

+

○議長（古川宏史君）

ただいまの出席議員は19名です。したがって、本日の会議は成立いたしました。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

日程に入る前に報告します。

最初に来年1月開催予定の子供模擬議会勉強のため、市内小中学生が議会を傍聴しますので、ご了承願います。

以上で報告を終わります。

一般質問にあたり、議長から一言申し上げます。

一般質問は、議員が当該地方公共団体の行政事務全般にわたって、執行機関に対し、事務の執行状況、将来における政策方針等についての見解、事実の説明、報告を求めるものであり、疑問を質すものです。

このため、会議において、事件について説明を求める質疑とは異なるものです。

議場における発言は、公の場における発言でありますので、質問にあたっては、一般質問の範囲を逸脱することがないように留意し、住民の負託に応えられるよう期待するとともに、会議の秩序維持、能率的な会議の進行等にご協力をいただきますよう、特にお願いいたします。

日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。

傍聴の方に申し上げます。

傍聴人は、傍聴規則第8条の規定により、議事について可否を表明、または騒ぎ立てることは禁止されています。

なお、議長の注意に従わないときは、地方自治法第130条の規定により、退場していただく場合がありますので、あらかじめ申し上げます。

順次質問を許します。

最初に、日本共産党、右山正美議員の個人質問を許します。

○右山正美君

日本共産党の右山正美です。

私は、高齢者対策について。そして、安心・安全な街づくりについて、お伺いをしたいと思います。

まず、高齢者対策についてであります。介護保険制度の充実を求めるものでございます。

2012年、介護保険制度改定について、まず、お伺いをいたします。

厚生労働省の社会保障審議会介護保険部会がまとめた2012年度の介護保険制度改定に向けた意見書は、このままでは介護保険料が平均で5千円を超え、利用者的大幅負担増や軽度者の保険給付外しの方向を打ち出しました。このとんでもない内容は、これまで軽度の要介護・要支援で1割負担だったものが、保険対象外か、2割負担へ、ケアプラン作成が無料から毎月1千円に、2人から4人部屋の部屋料が保険の対象から外し、月5千円負

担、低所得者の施設入所利用料軽減対象を制限していく。また、年金３２０万円以上の人の１割負担から２割負担へと、このようにサービスを削って、保険料は大幅に値上げをすることを検討しているわけであります。

民主党は、昨年の総選挙で「医療・介護の再生」を掲げ、介護保険の国費投入８千億円程度増やすと公約していました。国費を増やさずに高齢者の生活に負担を押し付けるのでは国民への約束の核心部分を投げ捨てる裏切り行為ではないでしょうか。

２０１２年度実施の介護保険制度見直しに、市長はどのように考えているのか見解を伺います。

また、お年寄りから生きる意欲を奪う生活援助切り捨てにつながる制度改正ですから、国費を増やし、安心して介護制度を利用できるように、国にしっかりと意見を言うべきだと思いますが、答弁を求めるものでございます。

次に、保険料・利用料の減免の問題であります。

去年は、保険料の５パーセントの引き上げが行われ、「保険料が高過ぎて払い切れない」という市民にさらなる負担増となり、生活を困難にしています。その結果、収納率は低下し、普通徴収保険者の３分の１が滞納者となっております。保険料を納められなければ、サービスを受けることも困難であります。

また、サービスを受けたくても自己負担が大きく、利用を思いとどまっている市民も大変多くいます。低所得者、滞納世帯への救済対策がないのは弱者切り捨てとしか言わざるを得ません。

一人ひとりの高齢者が安心して介護制度を利用できるよう、保険料・利用料軽減対策を実施すべきですが、答弁を求めるものであります。

次に、ひとり暮らし・高齢者世帯の支援について伺います。

訪問制度をどう確立していくのかということでございます。高齢化が進み、ひとり暮らしや高齢世帯が増えて、ややもすると社会の隅に追いやられる。忘れられることさえあるわけでありまして。高齢者が安心して暮らせる社会を作るのは自治体の責任でもあるわけでありまして。

市長は、公約の１つに高齢者が安心して暮らせる、そういった高齢者施策を挙げております。訪問活動を充実させるためには、正規の職員を配置していくべきだと思いますが、いかがか、答弁を求めます。

次に、安心して暮らせるサービスの充実の問題であります。

高齢者が住みなれた家で生き生きと安心して生活できる施策の充実が求められているわけですが、火災報知器とか、家具転倒防止とか、あるいは電子調理器の助成など求めますが、どうでしょうか。

静岡県藤枝市では、地域包括支援センターとしての事業として、６５歳以上の高齢者を対象に、外出・散歩などの付き添い、食料品などの買い物、寝具や衣類の洗濯や日干し、家の周りの手入れ、洗濯物やごみの搬入出、部屋の清掃や整理整頓、目の不自由な方への朗読や

代筆など、きめ細かく取り組んでいるところもありますが、検討すべきであります。

次に、大きな安心・安全な街づくりについて伺うものであります。

道路整備と歩道の設置計画についてであります。

計画について伺うわけではありますが、この間、道路行政は後回しにされて、舗装や修繕が進んでいません。今議会もありましたが、議会ごとに車が破損したとして、専決処分で処理され、その件数も少なくありません。第2次基本計画の中では、舗装済み道路延長を4パーセント増、改良済み道路延長を20パーセント増を目指すとしております。

この10月から、私ども日本共産党はアンケートを行いました。街づくりの一環として、道路の整備・側溝の整備が何と65.1パーセント、こういった市民の大きな声がありました。

また、歩道整備には、70パーセントという市民の切羽詰まった声が多数寄せられているわけであります。実施計画はどのくらいあるのか、伺いたいと思います。

また、市長の公約に道路行政も挙げていらっしゃるわけですので、この4年間の任期中にどのくらい実施するのか、計画を伺うものであります。

2番目に、冠水対策について、計画的な解消を進めていただきたいと思います。異常気象のもとで、大雨の被害が至るところで見られました。その解決に毎回のよう、消防署や、あるいはまた消防団が出動して排水対策を行っております。市民の安全・財産を守るために冠水箇所の早急な対策が必要になってまいります。市内では、まず、どのくらい冠水箇所があるのか。その件数と、その解消計画を伺いたいと思います。

また、定期的な側溝清掃を望むものですが、本年11月1日の集中豪雨で、県道・市道も冠水をして、その一部が団地などに流れ込んで、床下浸水など、大変な被害をもたらしました。側溝は、風や雨などで詰まりやすい箇所もあります。定期的な側溝整備の計画を伺うものであります。

次に、信号機の設置についてであります。今後の設置計画を伺うわけですが、交差点を安全に通行するためには、信号機の設置が不可欠となっております。市内には、新規で29カ所の設置要望、10カ所の変更要望が出されており、早急の設置を望むものでございます。特に、今回は西林（吉野宅脇）、追分台（コンビニ脇）、東吉田（集会所前）については、事故多発地点であり、早急な対応を求めますがどうか。

また、朝陽小脇の交差点については、学校改築時に改善すると答弁されておりますが、市民からは命がけの交差点となっており、信号機の改善が本当に要望されており、こういった解決がされるまでに、安全指導委員などの配置などをすべきではないかと思いますがどうか、答弁を求めるものであります。

最後に、私道整備について伺うものであります。

ミニ団地私道舗装助成を強く求めますし、今までも求めてまいりました。八街市は街づくりの基盤整備の基礎となる線引きがされない上に、開発規制を逃れて、ミニ団地が作られてきました。その結果、団地内の未舗装とか、あるいは排水など、住民は住環境悪化のもと、

問題を抱えたままとなっているわけであります。住みよい街づくりのためにも、私道助成制度を実施すべきと思いますが、答弁を求めるものでございます。

以上、よろしくお願いをいたします。

○市長（北村新司君）

個人質問 1、日本共産党、右山正美議員の質問に答弁いたします。

初めに、質問事項 1. 高齢者対策について答弁いたします。

(1) ①ですが、介護保険は、加齢による病気等で要介護状態となり、入浴・排せつ・食事等の介護、機能訓練、看護・療養上の管理等の医療が必要な人に対して、保健医療サービス・福祉サービスを提供する制度として、国民の協同連帯の理念に基づき、平成 12 年 4 月に創設されました。法施行 5 年目には、制度が検証され、高齢者の自立支援と尊厳の保持という基本理念を踏まえ、その持続可能性を高める改正が平成 18 年 4 月に行われております。

介護保険事業における保険給付の円滑な実施が確保されるように、国は基本指針を定め、それに沿って市町村介護保険事業計画等が策定され、平成 18 年度からは、保険料の財政均衡期間との整合性から、3 年を一期として策定されております。

平成 18 年度から 20 年度の第 3 期介護保険事業計画では、平成 27 年の高齢者介護のあるべき姿を念頭に置いて行われた制度改正を受けて、介護予防の推進、地域ケアの推進と施設サービスの見直しが、今後の基本的な方向性として定められました。現行の第 4 期計画は第 3 期計画で設定した目標達成のために、サービス提供体制の確保と地域支援事業の実施を計画的に図ることを目的としております。

平成 24 年度の介護保険制度改革に向けた、厚生労働省の社会保障審議会介護保険部会の意見書では、比較的介護度の軽い高齢者への掃除や調理など生活援助サービスについて、保険外とすることや利用者への負担増などの検討が盛り込まれたことについて、新聞等で報道されておりますが、明確な改正案等については、いまだ示されておられません。

本市といたしましては、今後とも国の動向に注視しながら、真に必要な介護サービスの提供をしてまいりたいと考えております。

次に②ですが、現在の介護保険料は、第 4 期介護保険事業計画における介護給付費の見込額に基づいて算定しており、算定にあたりましては、収入・所得の状況に応じ、きめ細かな保険料段階を設定し、引き上げ幅をできる限り抑制するため、計画期間の 3 カ年で介護給付費準備基金から 1 億 7 千万円を取り崩し、被保険者の方に過度の負担とならないよう算定した保険料でございます。

介護サービスの利用料につきましては、1 カ月間に自己負担した額が一定の額を超えると、利用者負担の軽減を図るため、高額介護サービス費を支給しており、その所得区分に応じて所得の低い方に多く支給されるよう制度設計がなされております。

また、介護保険施設の入所者のうち、市民税非課税世帯の方に対しては、その所得の状況等による利用者負担段階に応じて、本来、保険給付の対象とならない食費・居住費についても負担限度額を設定し、補足給付を行っていることから、現行制度においても、所得の低い

方に対して制度的配慮がなされているものと考えております。

新聞等の報道によりますと、厚生労働省は社会保障審議会介護保険部会に、第5期介護保険事業計画期間の第1号被保険者の介護保険料試算結果を示し、その試算によると、第4期の保険料を軽減している介護給付費準備基金の取り崩しや介護従事者処遇改善臨時特例交付金が終了することに加え、高齢化の進展による自然増や、昨年度の第1次補正予算に盛り込まれた介護基盤緊急整備の影響を加えると、第5期の介護保険料は全国平均で月額5千円を超えると試算しており、さらに、平成23年度で終了する介護職員処遇改善交付金に相当する2パーセント強の介護報酬引き上げなどを加えると、介護保険料は全国平均で月額5千200円程度まで上昇すると試算しております。

一方では、介護保険料の上昇を抑制するためのメニューとして、財政安定化基金の取り崩しや、高所得者の自己負担引き上げ案などが示され、これらすべてを実現した場合、介護保険料は全国平均で月額4千845円程度に抑えられると試算しております。

厚生労働省では、このほか、国費で公費負担割合を6割に引き上げた場合や、介護職員処遇改善交付金を継続した場合など、保険料を軽減するための試算をあわせて提示しております。

国から市町村に対して明確な改正案等は、いまだ示されておりませんが、本市における第5期介護保険事業計画期間の保険料については、このような国の動向に注視しながら、計画期間3カ年での整備量等を勘案し、できる限り過度な負担とならない適切な保険料を設定してまいりたいと考えております。

次に（2）①、②につきましては、関連しておりますので、一括して答弁いたします。

本市の高齢者支援といたしましては、健康診査をはじめ、感染症対策、在宅訪問歯科診療、健康手帳の交付、料理教室、健康まつり、健康教室、はり・きゅう・マッサージ等施設利用助成券の交付といった健康支援はもとより、在宅の高齢者を支援するサービスとしては、認知症などが原因で行方不明になった方の搜索を支援する、SOSネットワークとGPS位置情報検索システム利用の初期費用助成、在宅で常時おむつを使用している方へのおむつ給付事業、地域包括支援センターによる高齢者総合相談などがございます。

ひとり暮らし・高齢者世帯を対象とした事業としましては、急病などの緊急事態を容易に通報できる緊急通報装置の設置、健康保持と安否確認を兼ねた高齢者配食サービスを実施しており、民生委員と連携を図りながら、高齢になっても住みよい街づくりに努めているところでございます。ボランティアや民間団体など、各種団体の協力を得ながら、ひとり暮らし高齢者の訪問制度の構築も含め、高齢者支援の充実を進めてまいりたいと考えております。

なお、日常生活用具の給付・助成事業の充実をということですが、家具転倒防止器具取付助成につきましては、昨今の地震発生状況からも、その必要性は十分に承知しております。地震発生時の危険防止のため、家具転倒防止器具の取り付けの必要性、重要性については、啓発や周知に努めてまいりたいと考えております。

また、火災警報器の給付につきましては、平成18年度から平成22年度まで実施してお

りましたが、既存住宅への設置が義務化され、1年が経過し、規則が廃止されたところでございます。火災警報器の給付、電磁調理器の助成につきましても、災害時や緊急時の危険防止のための必要性、重要性を啓発や周知に努めてまいりますが、助成制度については、近隣市町村でも実施しているところは少なく、現在のところ考えておりません。

次に、質問事項2. 安全・安心な街づくりについて答弁いたします。

(1) ①ですが、今後の道路整備、歩道設置計画につきましては、まず、八街駅周辺の慢性的な交通渋滞緩和策としてバイパスの早期完成を目指し、交通ネットワークを形成するとともに、道路整備とあわせて、安心して歩ける歩行空間を確保することや、流末排水整備を進めることなど、歩行者と車の双方にとって快適な道路環境整備を進めてまいりたいと考えております。

そこで、現在、国の補助事業を活用し、今年度完成を目指し、市道文違1号線の歩道を含めた道路改良工事を実施しております。

また、今年度より新規事業として、用地交渉が現在難航しておりますが、市道114・116・210号線の交差点改良事業、及び向台交差点から東吉田側、延長220メートルの舗装修繕工事を国の社会資本整備交付金をもって実施しているところでございます。

今年度はさらに、南中学校の通学路となっている市道四木28号線の道路改良事業を昨年度交付された経済交付金を活用し、一部工事も含め実施しているところであります。

今後も、市内の道路状況を精査し、優先順位を付け、中長期的な整備の中で、歩道設置及び舗装修繕に取り組んでまいりたいと考えております。

次に(2) ①ですが、現在、市内では、ご指摘のとおり近年のゲリラ豪雨や台風等により、一時的に道路冠水が発生しております。そこで、昨年度におきましては、管の埋設5件、地下貯留槽の設置2件、水路及びボックスカルバートの改修1件、計8件の工事を実施してきたところであります。

今年度におきましても、国の交付金等を活用し、排水工事を実施している6カ所を含め、15カ所の工事を計画しているところでございます。

また、現在通行止めも含め、大きな冠水箇所として金毘羅通り、一区消防機庫付近のほか11カ所の冠水箇所につきましては、計画的に水路及び調整池の整備を図ってまいりたいと考えております。

なお、従前から公共施設においては、浸透舗装、浸透枳などの雨水流出抑制施設の整備を進めてきたところであります。さらに、開発行為などでは雨水調整池、浸透枀などの施設の設置を引き続き指導してまいりたいと考えております。

次に②ですが、市道に設置されている側溝の総延長は、約178キロメートルあります。本市は農業中心の街でありますので、春先の砂ぼこり等により、側溝に砂等が堆積している箇所が多々あります。

管理者といたしましては、定期的にパトロールを行い、清掃を実施してまいりたいと考えておりますが、限られた予算の中での対応でございますので、優先順位を決め、緊急性の高

い箇所から随時実施しております。

また、市民の方々にご理解、ご協力をいただき、側溝清掃を実施している地域もございます。

今後でもできる限り側溝清掃を定期的にできるよう、努力してまいりたいと考えております。

次に（３）①ですが、信号機は危険な箇所や事故の発生状況などから地区要望を踏まえ、佐倉警察署を通じて、千葉県公安委員会に設置要望を行っているところであり、今年２月２４日付で要望している状況としましては、新設２９カ所、押しボタン式等からの変更は１０カ所となっており、そのうち２カ所が今年新設されたところでございます。

ご質問の交差点の状況としまして、危険な箇所でありますので、以前から要望しているところでございますが、これらの交差点に信号機を設置する際には、安全対策として歩行者が車両に巻き込まれないような待機場所が確保でき、なおかつ、信号柱の設置が可能かなどを千葉県警察本部において確認を行い、交差点の安全対策や信号機を設置した場合の影響などを検証しまして、事故の発生状況等も勘案し、信号機の設置に対する可否の意見が出されております。

このことから、現状の交差点では信号機を設置することが難しい箇所が多く、交差点の改良が必要となっておりますが、そのためには、地権者のご理解と多額な予算が必要ですので、市といたしましては、現在、できる安全対策として、注意看板やカーブミラーの設置等を実施しているところでございます。

なお、これらの対策とあわせ、信号機が要望どおり設置していただけるよう、今後も引き続き佐倉警察署を通じ、県警本部と協議してまいりたいと考えております。

次に（４）①ですが、先の６月定例議会におきまして、桜田議員、加藤議員のご質問の際に、ご答弁いたしましたとおり、ミニ団地内の舗装についての助成は考えておりません。ご理解をお願いいたします。

○右山正美君

今回、初めて市長は北村市長ということで、初めての議会であります。選挙公約の中でも活力と希望あふれる八街市に。そして、その１つである安心・安全な街づくりの中でも子どもから高齢者まで安全にということで、選挙公約を掲げられているわけでございます。

今の私は市長の答弁を聞きまして、本当にこの活力ある、あるいは希望あふれる八街市になっていくのかというふうに考えますと、今の答弁で、私は今までの継続かというふうにしかな考えられません。やはり、いろんな国の問題、あるいは県のるる難問、こういった難問をやはり市民の立場で、市民派と昨日も言われておりましたけれども、そういういろんな国の弊害、県の弊害、そういったものから、やはり市民を守るという、そういう強い信念のもとで、市政運営をしていただきたいと、このように思います。

介護保険につきましても、国の動向を見る。こういうことですけれども、市民の負担がどんどん量も保険料も、保険料が拡大して量が定められて、市民の負担がどんどん高くなってくるんですよ。その中で八街市は一体どうしていくんだ。それを横で見て過ごすんですか。

そういうことでは、私はないと思います。そういったところに、耐える者について、どうやって手を差し伸べるか。このことを私は大変大事ではないかなというふうに思います。

市長の答弁で、国の動向を見ると、このようにおっしゃいましたけれども、今、民主党政権の中で、この介護保険、2012年の方針というのは、年寄りが住みなれた家庭で生活できるよう、社会的に支えること。これが、介護保険の理念なんですよ。お年寄りは体が弱いと家事ができなくなったり、生活が維持できなくなると、1日中寝巻姿とか、そういったところで過ごさなければならない。もう、後は死ぬのを待つだけだというような、そういう生活をしている人がいっぱいいるんですよ。そこに、どうやって希望を与えてやるかということが、私は大事ではないかなというふうに思います。

ですから、国の動向を見るのではなくて、やはり財政的にも自治体は大変になってくるわけですから、国にそういう意見を上げるとか、こういったことが、私は大変重要になってくるんじゃないかなというふうに思いますけれども、これから、市長会とか、そういったところもありますから、市長はその立場で、やはり国に意見を言うことも必要になってくると思いますけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

○介護保険課長（醍醐真人君）

市長にかわりまして、ご答弁いたします。国に物申せということでございますが、従来から全国市長会を通じまして、それぞれの各自治体から介護保険ばかりではございませんが、

いろんな分野で意見を申し上げております。具体的に全国市長会から国の方に意見を上げたものを、今、持ってございますから、幾つか抜粋して申し上げますが…。

○右山正美君

担当課じゃない。市長に聞いているんだよ。だめだよ。市長会で言わなきゃ、言うのか、言わないのか聞いているんですよ。

○市長（北村新司君）

今のご質問でございまして、市長会を通じて強く八街市としての意見を申し上げてまいりたいと思っております。

○右山正美君

やはり利用が狭められているとか、保険料が値上がりしたら、実際にうちの市民も大変なんですよ。200万円以下の年収の方が7割ですから。やはり、そういうところを考えていかないと、本当に財政も破たんをしていくんですよ。民主党政権は、この介護保険については8千億円の予算を措置すると公約を掲げて選挙に勝ったんですよ。それを口も乾かないうちに、反故にするということ自体、私は大変な公約違反だと、私は民主党を思いますよ。そういう点で、やはり自治体の声や意見をちゃんとしっかりと上に上げていくことは、大変重要だと思います。そういう点で、市長会でしっかりと、はっきりと物を言っていたきたいと、このように思います。市長も、そういう点では言っていくということでしたので、ぜひ、よろしくお願いをいたします。

それから、私も時間がありませんけれども、訪問制度、これを市長はボランティアとか、

民間活用とおっしゃいました。それは、確かにそれも必要ですけれども、やはり主軸は正規の職員を配置して、やはり公約で掲げられている、中心となって掲げている公約に沿っていくのであれば、ちゃんと市が責任を持って訪問制度を作る必要があると思います。壇上でも言いましたけれども、藤枝市では、そういった、これはシルバー人材センターが、それを請け負って包括支援センターの事業として、一環としてやっているんですよ。これは、担当課にも言っておりますけれども、なかなかきめ細かい、そういったことをやっております、包括支援事業としてね。ですから、訪問活動で正規の職員を配置して、そしてしっかりとした体制を作っていただきたいと思いますけれども、一言、市長の答弁をいただきたいと思いますけれども。

○市長（北村新司君）

先ほど答弁いたしました、ボランティア、民間団体等のさまざまな協力を得たいと考えております。そして、八街市に合った、ひとり暮らし訪問制度を構築するには、どういう形がいいか、さらに精査してまいりたいと思っております。そして、現在、正職員だけの訪問は、今のところは考えておりませんけれども、八街市に合った、ひとり暮らし訪問制度を構築してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いしたいと思っております。

○右山正美君

私も100パーセント正職員で構成しなさいと言っておりません。その主軸となるのは職員ですから、そういった人たちが正規に配置されて、そして地域で網羅して、それを進めていくということが、私は大事だと思います。今の民生委員任せとか、そういうことではなくて、これは民生委員の方々も大変限界があるわけですから、いろいろやっておられて。社会問題となっている高齢者が、ひとり暮らしとか、あるいは訳のわからない高齢者といっては失礼ですけれども、新聞報道でありました。こういった掌握は、担当課としてはつかんでいるのか。八街市の担当課として、ひとり暮らしが、どのくらいいるのか。その辺についてはどうでしょうか。

○市民部長（森田隆之君）

まずは、福祉票を通じて把握しております数が、ひとり暮らしの世帯が585人おります。まず、この世帯について民生委員さんをお願いしまして、訪問についての承諾、依頼とその意向も確認していきたいというふうに考えております。

○右山正美君

今、どこの誰だかわからない、隣に越してきてもわからないというような、そういった社会現象が、あるいは隣の人が亡くなっても、何日も1週間も1カ月もわからないという、そういった社会現象が、あちこちに起きているわけで、こういったことを解消するためにも、やはり、ひとり暮らし高齢者の世帯を掌握する、助成をしていく。こういうことは大変重要だと思いますので、公約として掲げている部分について、積極的にこれは進めていっていただきたいと、このように思います。

いろいろ道路の問題についても、今いろいろ北側区画整理事業とか、大きな事業を進めて、

今、道路も本当に着々と計画が進んで、排水なんかもやっているわけですが、やはりスピードが肝心であって、道路なんかもやはりガタガタのところはかなりありますから、その辺も積極的に予算を確保して、これは積極的に対応を進めていっていただきたい。市長の公約にもあるとおり、進めていてもらいたいと、このように思います。

それから、私道については、考えていないということでございましたけれども、これはやはりミニ団地が線引きがなく、それでミニ団地を容認してきたというのは、市が容認してきたことです。いろいろな作る時にはいいですけども、やはり負の遺産として返ってくるわけですよ、やはりその辺はね。今までミニ団地、ミニ団地で作ってきて、それで問題がずっと、住環境が悪いということで、同じ税金を払って悪いということになって、市民の人も怒っているわけですから、やはりその辺を今後検討を重ねていく必要があると思いますよ。大して大きなお金ではないと思います、計画的に進んでいけば。今後、検討されていきますか、市長、一言。

○市長（北村新司君）

先ほど答弁したとおり、ミニ団地内の舗装については、今のところ考えておりません。

○右山正美君

やはりみんなが、今の新しい市長は何かやってくれるんじゃないかという、そういう希望を、期待をやはり持っているんですよ。やはり街づくりという点では、本当に八街市は遅れているわけですから。その辺の視点もしっかり持って、市民派と言われているわけですから、幸いにして日本共産党の市民の方々もなんて、きのうは言われましたけれども、やはり市民的な感覚で物事を進めていてもらいたいと思いますよ。そういう点で、ぜひ、やっていただきたいと。財政的に、私は大丈夫ですよという、公約の中にも入っているんです。今のところ考えていませんでは、これはやはり話になりません。議論も好きな市長ですから、ぜひ、その辺のところを積極的に進めてやっていただきたいと、このことを申し上げて、私は終わります。

○議長（古川宏史君）

以上で、日本共産党、右山正美議員の個人質問を終了します。

会議中でありますが、ここで、10分間の休憩をいたします。

（休憩 午前10時42分）

（再開 午前10時52分）

○議長（古川宏史君）

再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、日本共産党、丸山わき子議員の個人質問を許します。

○丸山わき子君

それでは、私は、2点にわたりまして、質問するものでございます。

1点目は、市民のいのち・くらし第一の国保にということで、まず、国保運営の改善につ

いて伺うものであります。

八街市の国保運営は危機的状況にあり、市政運営の重点課題の1つであります。国が脆弱な国保運営への補助金を削減してきたことが、今日の結果を招いている大もとですが、市民の命、暮らしを守るのは自治体の仕事です。

まず、市長に伺いますのは、本市の滞納の実態をどのように受け止めているのか。

また、滞納問題に対し、市長は「船橋の債権回収チーム等を参考にする」と公言していますが、取り立てを強化しても、年々収納率は低下し、深刻な問題が打開できなかったことは、前市長の取り組みで明らかであります。その取り立て強化を一層進めるのか。

3点目に、年間所得200万円以下の滞納世帯は67.4パーセント。また、資格証明書の発行は84パーセントを占めています。所得が低くて、払いたくても払えない世帯への制裁措置を引き続き実施するのか答弁を求めるものであります。

国保問題の2点目に、払える国保税についてであります。

日本共産党が実施した市民アンケートでは、6割強の市民が国保税の引き下げを求めています。市長が議員であった平成16年、国保税の引き上げに賛成され、所得のない世帯にまで課税強化しました。収納率を一層悪化させ、国保行政を危機的状況に追い込んだ責任は重大であります。

今、国保改善に向けて、まず取り組むべきことは、国に対し、減らし続けてきた補助金をもとに戻すよう要求すること。市民に対しては、応益割の見直しで払える国保税にすべきであるかどうか。

また、八街市の国保税条例は、収入減に対する減免規定が設けられていますが、収入の50パーセント以下の減少は「分割相談」で対応するとしています。しかし、今日の市民生活の悪化のもとで、軽減の拡充は切実でございます。答弁を求めます。

3点目に予防医療の強化についてであります。国保改善のいま一つのかぎは、年々増大する医療費に対し、市民の予防医療にどれだけ力を入れるかが問われています。日本共産党は、早期発見・早期治療の予防医療の充実を求め、早くから人間ドックへの助成を求めてきたところですが、早期実施とともに、誰もが金銭の心配なく検診を受けられるよう無料化を求めるものです。

また、八街市はこの間、「自分の健康は自分で守る」とし、積極的な取り組みがされてきませんでした。隣の山武市は、既に5年前に子どもから高齢者まで楽しみながら健康管理をする「さんぶの森元気館」が作られています。温泉施設・プール・トレーニングルームをはじめ、多彩なプログラムが用意されており、1日500、600人が利用しています。

本市でも市民の健康づくり、心身のリフレッシュを図るとともに、機能回復・疾病予防・子育て支援など、幅広い観点に立ち、市民の自主的な健康づくりを支援する健康づくりセンターの建設の計画を求めるがいかにか、答弁を求めます。

国保問題の大きな2番目に、国保広域化の計画について伺うものであります。

民主党は、後期高齢者医療制度の廃止を掲げていましたが、厚生労働省は今月8日、後期

+

高齢者医療制度にかわる新制度なるものを明らかにしました。その内容は、現在の後期高齢者医療制度の仕組みを温存させ、低所得者の保険料軽減を段階的に縮小、70歳から74歳の窓口負担が2倍になるなど、一層の改悪を進めるものとなっています。高齢者の生活を圧迫し、受診抑制に拍車をかけることは明らかです。

さらに、2018年度からは、75歳未満の市町村国保の財政運営も都道府県単位で広域化し、全国一律に移行する方針です。広域化に向けて市町村バラバラの保険税を均等化するため保険税収納率アップ、医療費の削減を推進することを掲げています。しかし、都道府県が運営主体となることには、構造的課題は解決しないと全国知事会が反対しています。国保の広域化について市長の見解とともに、広域化で八街市の国保税はどうなるのか伺います。

2点目に、既に千葉県の広域化支援方針の策定が進められ、骨子が提示されています。本市では89パーセントの収納率の引き上げ目標が求められ、県の指導勧告を受けることとなりますが、今の状況から勧告どおりの取り組みができるのか。また、「国の責任をかなぐり捨てる広域化はすべきではない」という意見を国に上げるべきであるがいかかが、答弁を求めるものであります。

質問の大きな2点目に、快適・安全な街づくりについて伺うものであります。

1点目には、大変不便な駅となっている榎戸駅の早期整備についてであります。

バリアフリー法の期限を迎え、市民からは早期の整備の声が高まっています。まず、利用者の悲願となっている東口の開設について、昨日の質問に市長からは「早期にJR支社長との協議を行いたい」という答弁がありました。早期実現に向けての計画を伺うものです。

2点目に、駅舎改修計画についてですが、高齢者・障がいを持った方から「危なくて階段の上り下りができない」「雨が降ったら八街駅まで行かなければならない」など、危険・不便が指摘されており、1日も早い階段の改修・バリアフリーの対応が待たれています。その計画を伺います。

2点目には、踏切の改善についてであります。

この間、踏切の拡幅・改善の要求に対し、市当局は「鉄道事業者から踏切を拡幅したら、そのかわりに近隣の踏切を閉めなければならない」と言われていると答弁してきましたが、国土交通省は、平成13年10月1日付で踏切の拡幅に関し、「踏切道に歩道がないか歩道が狭い場合の歩道整備については、踏切道の統廃合を行わずに実施できる」という指針を出しています。この指針をもとに、安全な踏切への取り組みをすべきです。そこで榎戸駅脇・農協脇の踏切拡幅とともに大変危険な新氷川踏切の改善を求めるものであります。

最後に、道路の速度規制について伺うものであります。

警察庁は規制基準を全面的に見直し、23年度末までに実施するとしていますが、取り組みの状況、また、対象道路と小中学校周辺、生活道路への住民の意向はどのように保障されるのか伺います。

2点目に通学路の安全確保についてですが、狹隘道路への車の進入規制もあわせて取り組むべきであります。市民の安全を守る取り組みについてお答えいただきたいと思います。

以上、明解なる答弁をよろしくお願いいたします。

○市長（北村新司君）

個人質問、日本共産党、丸山わき子議員の質問に答弁いたします。

初めに、質問事項１．市民のいのち・くらし第一の国保について答弁いたします。

（１）①ですが、国民健康保険事業の現状は、医療費の増大、長引く不況による所得の落ち込み、無職及び低所得者層の増加により、保険税課税額が減少するなど、安定的な運営は困難な状況にあります。

本市の保険税徴収率を見ると、市税等徴収対策本部のさまざまな施策の成果により、若干ではありますが、向上の兆しが見られますが、収入額については伸び悩んでいる状況にあります。

保険税の支払いが滞っている方の納税相談記録を見ると、滞納理由として多く見られるのが、住宅ローンなどのローンの支払いが重いこと。または、所得の減少により納期どおりの支払いができないなどの相談であり、生活にゆとりがなく、なかなか保険税の支払いまで回らない状況が多く見受けられます。このため、市では、ローン問題等の相談を受けるため、弁護士相談事業を実施したり、また、納税相談により納税可能な額を算出し、分割納付の手続をするなどの手法により、滞納の解消に努めております。

また、国保は地域保険として住民相互の連帯意識に支えられて運営されている助け合いの制度であることを理解していない方もおり、このことが収納率の低迷に少なからず影響しているものと考えております。これは、この地域に住む人々が持つ信頼関係や人間関係、協調行動が弱まりつつあることが引き起こす現象ではないかと分析しており、行政運営上の重要課題であると考えております。

国保については、その趣旨を皆さんに理解していただくため、啓発に取り組んでまいり所存です。

一方、保険税の支払いが滞っているにもかかわらず、納税相談に応じなかったり、分割納付の誓約を守らない方も少なからずおります。これらの方に対しては厳しい措置ではありますが、皆さんが安心して医療を受けられるよう、国民健康保険制度を守っていくため、また、公平性を確保するため、資格証明書の交付措置や滞納処分を引き続き実施していく所存でありますので、ご理解をお願いいたします。

次に②ですが、平成２１年度の千葉県内市町村５６団体の保険税率をもとに、世帯所得２００万円、固定資産税７万５千円、大人２人、子ども２人の４人家族という想定で、各団体の保険税額を試算してみますと、八街市は３４万６千２００円であり、高税率を賦課している団体からの順位では１９番目となります。

また、中間である２８番目の市は３３万１千５００円であり、比較すると、年税額にして１万４千７００円、月額に換算すると１千２２５円、八街市の方が高負担になりますが、千葉県内の市町村と比較して、決して高額の保険税額を賦課しているわけではございません。

国保特別会計の平成２１年度決算状況から保険税収納必要額を分析いたしますと、平成２

1年度の現年分調定額とほぼ同額です。療養給付費などの保険給付費の推移を見ますと、毎年、顕著に増加しており、これに対し、歳入の根幹である保険税調定額は減少していることから、平成22年度においては、保険税収納必要額が現年分調定額を上回る見込みであり、現状では保険税総体の引き下げを想定した税率の改定は困難と考えております。

また、保険税の応能負担と応益負担の構成割合は、地方税法上では50対50を標準としており、本市もこれに準じておりますが、市町村の実情に応じて変更することは可能です。しかしながら、国保は偶発的な保険事故に対しての保険救済に充てられるものであり、受益に対する負担を考慮しなければならないため、応能と応益の二本立てで算定する方式がとられており、この原則を大幅に崩すような負担割合は保険税の性格から見て、適当でないとしております。

また、国保の加入者の職業が、農業、自営業、自由業等と多岐にわたるため、負担能力の正確な測定が難しいことから、過度に応能負担を高めることは、負担の不公平を招くことも考えられるため、慎重に対処する必要があるため、早急に負担割合を改正する考えはございません。

次に、保険税の軽減制度や減免制度の拡充についてですが、今年度から法改正により、解雇や倒産などの非自発的事由により、やむなく失業をした方に対して、保険税負担を軽減する特例措置を開始したところであり、11月末現在、247人の方が申請をしております。しかしながら、市独自の軽減制度や減免制度の創設は、免除された減収部分について、他の国保加入者に保険税として負担していただくこととなりますので、制度の拡充は増税につながりかねません。軽減制度や減免制度の運用については、税負担の公平性の観点から判断が難しいところですが、現行の条例等に基づき、適切に運用してまいり所存であります。

次に③ですが、代表質問、鯨井議員に答弁いたしましたとおり、本市の保健事業としては、集団健康診査、各種がん検診などを実施しておりますが、最近は個人個人の健康への意識が高まり、疾病の早期発見や予防を目的として、ご自身で人間ドックを受診しているということをお聞きしております。しかし、本市の昨年度の決算において、本年度予算から繰上充用を行い、赤字を解消しているように、医療費は増加の一途をたどっております。

そこで、今後の医療費の削減のため、また、長期的には国保財政の安定に寄与するものと考えられることから、公約にも掲げましたとおり、短期人間ドック費用の助成について、実施の方向で具体的に検討してまいりたいと考えております。

また、各検診の無料化についてでございますが、本市の財政事情に鑑み、受益者負担をしていただいているところでございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

本年においては、特定健診と後期高齢者健診、結核・肺がん検診及び前立腺がん検診を同日に実施し、受診者の利便性を図り、受診率の向上に努めたところですが、さらに早期発見・早期治療の大切さを啓発してまいりたいと考えております。

次に、市民の皆様が自らの健康維持について学べる場所ということでございますが、現在、本市では、各種乳児健診や相談事業、生活習慣病やメタボリックシンドロームの予防を目的

としたヘルスアップ教室、自宅でもできる運動を学ぶ介護予防教室など、さまざまな教室を行っております。

また、市で委嘱しております保健推進員が、各種の保健事業を地域全域に浸透させ、地域住民と行政とのパイプ役として、調理実習や運動、子育て支援などの活動に積極的に取り組んでいただいております。

これらの活動を通じて、多くの方々が健康についての関心を高め、自らの健康維持について学べる機会を増やし、予防医療につなげていきたいと考えております。

次に（２）①ですが、昨年１１月に、平成２５年度からの新たな高齢者医療制度の構築と市町村国保の広域化につながる制度見直しなどの検討に向けた高齢者医療制度改革会議が設置され、去る８月２０日、第９回目の会議において、中間取りまとめが示されました。

これに基づき、都道府県ごとに市町村国保が抱える構造的な問題を改善すること。また、将来、地域保険として一元的運用を図るための環境整備をしていくことを目的とした広域化等支援方針を策定することとなっております。

広域化等支援方針における取り組みとして、１つ目に都道府県単位での保険料の平準化として、保険料算定方式の統一や保険財政安定化共同事業の拡大。２つ目に保険財政の広域化として、医療の適正化対策、保険料（税）の収納対策、赤字解消対策など。３つ目として、新たな高齢者医療制度の施行までの準備等を含めた対応策が期待されているところであります。

そこで、千葉県におきましては、広域化を推進するため、第１段階として、保険財政の安定化、保険料負担の公平化等の観点から都道府県単位の財政運営に向けた環境整備を進めた上で、第２段階では、若年層を含めた国保運営の適正化を目指し、県と市町村において分担と責任を明確にしつつ、引き続き一元的運用を図るための環境整備を行うため、多くの課題を整理し、複数のシミュレーションを行いながら、その結果を踏まえ、広域化等支援方針を確立するための見直しを行うこととなっております。

本市としましては、将来的な医療保険制度の一元化に向けた検討事項や課題について、さらなる論議を重ねることで、国保運営の正常化はもとより、広く国民が納得し得る制度となることを期待しているところであります。

次に②ですが、市町村国保の都道府県一元化に向け、千葉県において市町村広域化等連携会議設置要綱が７月１６日から施行され、県内７市３町の国保担当課長のほか、県保険指導課長、国保連合会総務財政課長の１２名が委員として組織されております。このほど、千葉県国民健康保険財政安定化等支援方針（案）が示されたところであり、これは８月、１０月、１１月に開催された連携会議において、県と市町村との意見調整がされたものであり、千葉県としては、将来的な国保の広域化に向けた支援方針の第１段階として、平成２４年度末までに取り組むべきものとして、特に本年度は１２月末を目途に普通調整交付金の減額措置の適用除外要件となる部分を中心に策定されたものであります。

支援方針の内容としましては、県内市町村における国保の現状及び将来の見通しについて

十

慎重に分析しながら広域的な事業運営または財政の安定化に関し、県と市町村の役割について意見調整をしながら取り組むべき施策が盛り込まれています。

その1つとして、保険者規模に応じた目標収納率を設定し、その達成に向け、市町村は取り組み、県はその取り組みへ助言・勧告を行うとともに、その実現に向けた取り組み等に対して、県調整交付金を交付するなど、財政的な支援をすることとしております。

また、赤字解消への取り組みや標準的な保険料（税）の算定方式の統一等については、シミュレーションを行い、市町村の意見を十分に聞くとともに、国の制度見直しの検討状況を踏まえながら、今後検討していくこととなっております。

この大きな医療制度改革の中での保険者としての責務を認識し、国保財政の安定化を目指し、引き続き、市町村国保への支援に対する要望を続けていきたいと考えております。

次に、質問事項2．快適・安全の街づくりについて答弁いたします。

(1) ①、②につきましては関連しておりますので、一括して答弁いたします。

榎戸駅東口の開設につきましては、代表質問、小澤議員に答弁したとおりでございますが、新支社長からの簡易自由通路設置発言を受けまして、私としましては、この機会を捉えて、今後、早い時期に支社長と面会して、さらにもう一步進めた協議をしてまいりたいと考えております。

また、バリアフリー新法に基づく移動等円滑化の促進に関する基本方針により、J Rが進めております鉄道駅バリアフリー化計画において、平成22年度までに榎戸駅の既存の跨線橋にエレベーターを設置する整備計画案がJ R側から示されておりますが、市としましては多額の費用負担を伴うものでありながら、その効果は駅構内に限定されてしまうことから、エレベーター設置と東口開設とのセットで整備計画を考えていただきたい旨の要望を行っているところでございます。

現在、示されております平成22年度までのバリアフリー化計画は、その達成率が低いことから、基本方針の改訂による対象駅の拡大などで、今後も継続されるものと考えており、バリアフリー化問題と東口開設を一体のものとして、引き続きJ R千葉支社と交渉、協議を行ってまいりたいと考えております。

次に(2) ①ですが、現在市内には11カ所の踏切があり、このうち2カ所は国道及び県道が関係するもので、残り9カ所が、市道に关系する踏切となっております。

踏切の拡幅や改良については、平成18年度において、市道文違1号線道路改良事業の中で富山踏切について歩行者専用の軌道横断も含め、改良を行ったところでございます。その他、特に狭隘な踏切については、先に前後の道路拡幅をする必要があるため、関係者全員のご協力が得られてからでないと事業を立ち上げることができません。

また、踏切拡幅に係る経費は、全額市の負担となり、かなり高額なものでありますので、本市の財政状況から見て、現在、実施している路線の改良工事が終了してからでないと、手がけることは難しい状況であると考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に②ですが、新氷川踏切につきましては、市道102号線と近接しているため、車の待

機スペースが確保できないなど、特殊な事情があることから、平面構造的に見て抜本的な安全対策を講じることは難しい箇所となっておりますので、ご理解をお願いいたします。

したがいまして、今以上に通行する皆様には、安全確認の徹底と注意をお願いしたいと考えております。

次に（３）①ですが、速度規制は道路交通法に基づく交通規制であり、千葉県公安委員会が設定するものでございます。市といたしましては、地域の代表者からの要望や規制しようとする地域の交通事情などの安全性を考慮し、本年２月２４日に速度規制を含め３７カ所の交通規制に関する要望書を佐倉警察署に再度要望しているところでございます。

現在、要望箇所の１つであります八街東小学校北側の一区３９号線の速度規制に関しましては、千葉県警察本部が現地調査を実施した結果、通過車両の速度抑制の対策として、路側帯を広げ、車道幅員を狭くすることにより速度規制を設定する方式が好ましいとの回答があったことから、今後、具体的な方法について、佐倉警察署と協議を進めてまいりたいと考えております。

そのほかの小中学校付近の路線においても、市といたしましては、現在、できる対策として、歩行者の安全を守るため、ドライバーの注意喚起を促す看板及びカーブミラーの設置を行い、交通事故防止対策を図っているところでございます。

なお、警察庁では、現在、設定されている速度規制や駐車禁止規制などの交通規制について、社会情勢などに伴う、道路交通事情に見合った規制への見直しをするなど、平成２３年度末までに合理的な交通規制が推進できるよう、各県の警察本部長あてに通達されていると聞いておりますが、新規に交通規制を設定していただくためには、現在も行っている地域の皆様の要望に合わせて、地区の交通事情なども検証し、佐倉警察署を通じて要望してまいりたいと考えております。

また、交通規制を実施する際には、道路管理者が実施すべき、ハンプや狭さく等の設置についても、この通達に記されているようでございますので、それらの対応と合わせて検討しながら交通規制を要望してまいりたいと考えております。

次に②ですが、幹線道路の渋滞により、多くの車両がこれを回避するために、隣接の狭隘な道路に速度を上げて進入することから、通学時間帯の児童・生徒や一般歩行者が危険な状況であると、認識しております。これらを解決するために、速度規制や進入禁止規制等の交通規制により、回避されと考えられますが、規制の実施には、地域の生活道路であることなどから、規制に対する理解が得られなければ、設定することはできないと警察から指示されておりますので、市といたしましても、地域の皆様からの要望や交通事情などを検証しながら佐倉警察署を通じて要望してまいりたいと考えております。

また、市が単独でできる対策といたしましては、関係団体との交通安全啓発、注意看板等の設置及び防災無線を活用した注意の呼びかけを行っているところでございます。

○丸山わき子君

市長からは、改革という大変市民には期待された今議会であろうと思いますが、以前と変

わらない市政運営を、今、答弁いただいたように思われます。大変残念であります。

時間がございませんので、1点お伺いいたしますのは、国保の問題であります。市長はこの間、市民との対話がかなりあったと思いますが、その中で国保税の引き下げについて、そういった市民からの声はなかったのかどうか。その辺についてはどうでしょうか。

○市長（北村新司君）

広範囲な市民の皆様とお会いした中で、具体的なそういう要望はございませんでした。

○丸山わき子君

それはないと思います。市民からは、北村候補は改革を言っていたと、大変期待するんだと、そういった、私は声を聞きました。全く、この国保の問題も実態を把握しながら改善しようとしていない。それは問題だと思いますよ。市民が本当に悲鳴を上げている。一番最初に市民の生活実態を言われたわけじゃないですか。それを改善もしないで、引き続き進めていく。とんでもないことだと思います。これは、新年度予算編成の中で、ぜひ、検討をしていただきたい、このように思います。

それから、国保の広域化の問題、この問題につきましても、大変わかりづらい説明をいただきました。しかしながら、この国保の広域化につきましては、広域化連携会議の座長は八街市の課長と伺っておりますが、課長、そうですか。

○国保年金課長（石毛 勝君）

この連携会議の委員の一員としては、印旛管内で代表で行っております。座長は千葉県
+ 県指導課長でございます。

○丸山わき子君

印旛管内では代表として出ているということですね。ということであれば、今後、この広域化によって国保税がさらに一層引き上げられることは、もうわかっているわけですから、そういう点では、きちんと将来に、この制度を期待するのではなくて、八街市の実態をきちんと訴えていただく。それと八街市は、今、収納率が大変低くて、89パーセントまで収納率を引き上げなければならない。こういうことが課題となっているわけですが、89パーセントまで国保税の収納率の引き上げをするには、どういうことが進められるわけですか。こういうことをやらなければならないのですか。これは、収納率の徴収の強化、まさに北村市長が公約で掲げた、この徴収強化をしなければならなくなるんですね。今でさえも大変な徴収強化をやっているわけですよ。例えば世帯主が、がんであると説明しているにも関わらず、差し押さえの通知を出す。あるいは、生活が成り立たないことがわかっているにも、強引な返済誓約書を書かせる。または、不納欠損扱いとなっている5年以上前のものまで、納付請求する。こういうことをやっているわけですね。さらに強化するというわけですから、市長はどんな徴収強化をするんですか。ご答弁いただきたいと思います。市長の答弁です。

○市長（北村新司君）

先般、マスコミ等で船橋の債権回収チームに触れたことにつきましては、新たに取り組みとして紹介された施策でありますので、本市で有効であるかを十分検証し、有効と判断され

れば、積極的に取り入れるべきだという意味合いから、その一例で申し上げたものであり、検証もせずに何でも取り入れるというものではありませんので、ご理解をいただきたいと思います。

○丸山わき子君

いずれにしても徴収強化をするというのが、市長の姿勢ですよね、そうですね。私は、今の八街市民の生活実態からいえば、徴収強化ではなくて、払える国保税に引き下げることが、今、一番求められているというふうに思うわけです。そういった点では、新年度予算の中でそういう予算を組んでいただきたい。市民が本当に払える国保税にしていきたい。そうしなければ、改善はしないということを重ねて申し上げまして、私の質問を終わりにいたします。

○議長（古川宏史君）

以上で、日本共産党、丸山わき子議員の個人質問を終了します。

次に、公明党、新宅雅子議員の個人質問を許します。

○新宅雅子君

公明党の新宅雅子でございます。私は、環境問題、介護問題、改正児童扶養手当法について、医療問題、交通問題の5点について、ご質問いたします。

1点目、環境問題、ペット条例の制定について、ご質問いたします。

今年の10月31日の新聞で、内閣府は30日、動物愛護に関する世論調査を発表したとありました。調査は、全国の成人男女3千人を対象に、個別面接方式で行われました。有効回収率64.6パーセント、1千900人強の回答になります。前回調査は7年前の2003年、実際にペットを飼っている人は前回とほぼ同じ34.3パーセント、3割強でしたが、ペットを飼うのが好きな人、すなわちペット好きは72パーセント、前回調査より7パーセント増、1974年の調査開始以来、最高となりました。

私が、今回、ペット条例の制定についてご質問した背景には、犬の糞の放置で大変迷惑をしている複数の方、大変多くの方から相談を受けたことです。舗装道路上では尿も浸透せず、糞ばかりでなく、尿も残ります。

また、垣根と道路の間の敷地内、舗装されていない敷地内、私有地ですけれども、そこに糞を放置したり、シャベルで土をかけていくというのです。かけられた土の下に糞があることは、見ればすぐわかると言います。畑の地主さんからは、道路側の畑の中に糞を放置しっぱなしだと。また、糞を畑の中にシャベルで放り投げていく。そういう、怒りの声をたくさん聞きました。また、空き地なら糞をさせてもいいと思っているのか、遊んでいる子どもが踏んでしまったということもありました。

我が家も犬を飼ってまして、私が散歩をさせますが、放置してある糞をよく見かけ、大変不愉快な思いをします。ただ、かわいがるだけで、ペットの糞の始末をしない飼い主は、大変無責任であり、飼う資格がないと思います。糞を放置していく飼い主には、何らかのペナルティーを科すべきと考えますが、いかがでしょうか、お伺いいたします。

次に、介護問題、家族介護、男性介護についてご質問いたします。

介護者に占める男性の割合は、年々増え続けています。厚生労働省の調査によると、1998年には18.9パーセントと5人に1人だった男性介護者が、9年後の2007年には32.3パーセントと3人に1人が男性介護者となっています。

そして、その人数は100万人を超えていると言われています。男性の介護者が増えている背景には、家族構成が大きく変わってきたことがあります。従来、家族の形として最も多かった夫婦と子どもの世帯から、夫婦のみの世帯となり、自然に妻を介護する夫の増加という現象が起きます。

また、未婚化が増加し、配偶者と子どもがなく、両親の介護は未婚の子どもにかかってくる。いわゆる家族の支え合いのない介護になってきます。

公明党では、全国3千人の議員が2009年、昨年11月から12月にかけて、ちょうど1年前ですが、全国47都道府県で介護総点検を一斉に実施いたしました。総点検では10万件を超える介護現場の貴重な声を聞き取ることができました。その結果は、高齢者が介護を受ける場所の約80パーセントは自宅だということ。できるだけ、住みなれた我が家、地域で最後まで暮らしたいと願う高齢者が多いということです。しかし、介護する側が先の見えない状況に精神的にも肉体的にも限界に達し、高齢者虐待や介護うつを発症してしまうということが、多々あります。

介護保険制度は、家族介護を前提としています。それは、介護を必要とする人のためで、介護者のためではありません。周囲から孤立していると感じている介護者は50.4パーセント、介護している人の半数以上が孤立感を感じています。夫婦のみの世帯が増えている中で、倒れた妻を介護する定年した65歳以上の夫の老老介護や60代から70代になる息子が80代、90代の親を介護しているケースも数多いと言います。

今まで地域とのお付き合い、家事全般にわたり、妻に任せていた男性は、なれない家事や介護で地域から孤立していると感じている人が多いようです。

そこで、お伺いいたします。

家族介護者の相談支援を推進していただきたいが、いかがか伺います。

2点目、男性同士で情報交換や愚痴をこぼす場所を行政にサポートしていただきたいが、いかがでしょうか、お伺いいたします。

次に、介護問題の2、介護予防についてお伺いいたします。

2000年にスタートした介護保険制度ですが、現場では先ほどもお話しいたしましたが、老老介護など、多くの問題が山積みされております。

2025年、あと15年後には団塊の世代が全員、昭和25年より前に生まれた人が全員75歳以上になります。該当者が、たくさんここにはいると思いますが、65歳以上の高齢者がピークに達すると言われています。そうした中、高齢者の自立支援と尊厳の保持を基本とした新たな課題に取り組まなければなりません。超高齢社会を迎えるにあたって、大事なことは何か。それは、老健施設や特別養護老人ホームを増やしたりすることではなく、もちろ

ん、そういう施設は大切で、増やしていかなければいけないとは思いますが、それは何よりも個人個人が重度の介護者にならないことだと考えます。

それでは、重度の介護者にならないためには、どうすればいいか。そこで、予防介護が大切になってくると思います。活力ある超高齢社会を構築するために、予防重視型の介護保険への考え方を変えていかなければいけないのではないのでしょうか。

活力ある超高齢社会というのは、今まで超高齢社会は活力がないというふうに、言われておりますが、活力ある超高齢社会を構築するためには、例えば転倒防止のプログラミングや脳疾患での手足の不自由を防ぐための栄養指導、例えば転倒してしまった人に何かをするのではなく、しないように、脳疾患で半身不随になった人に何かをする介護ではなく、ならないための栄養指導、そういうことが必要になってくると思います。

また、単身世帯が増えて、何日も人と話をしなくなったり、閉じこもったりすることも防止しなくてははいけません。活力ある超高齢社会を構築するためには、今から予防重視の介護システムを積み上げなければいけないと考えます。

そこで、ご質問いたします。

今後とても重要になると思われる介護予防に、市としては、どのように取り組んでいるのか。また、さらに今後どのように推進していくのか、お伺いいたします。

3 番目、改正児童手当法についてお伺いいたします。

離婚などにより、母子家庭や父子家庭が大変増えています。ひとり親家庭が安心して生活できる支援策の1つに、所得の低い母子家庭に児童扶養手当が支給されてきました。しかし、父子家庭は対象外でした。男性を取り巻く雇用環境は近年大きく変化してきました。子どもを抱えて働く時間帯を変えたり、非正規雇用が増加するなど、経済的に苦しい父子家庭が増え、支援が必要となってきました。そして、同手当の対象を父子家庭に拡大する改正児童扶養手当法が成立し、今年の8月1日施行となりました。初回分は8月から11月の4カ月分が児童扶養手当、12月に支給されます。厚生労働省は、全国の父子家庭を約20万世帯と見込み、そのうちの半分、10万世帯が対象ではないかと考えていたようです。しかし、申請は全国的に低調で、10月末現在、約4万世帯の申請にとどまっているという新聞発表がありました。支給は4月、8月、12月の年3回と聞いています。12月支給分は11月中旬に手続を終了していなければ、支給されません。本市の申請状況はいかがでしょうか、お伺いいたします。

4 番目、医療問題について伺います。

肺炎は日本人の死因の第4位で、がん、心臓病、脳血管疾患の3大死因に次ぐ病気です。肺炎で死亡する人の95パーセントは、65歳以上の高齢者が占めています。肺炎は高齢者の大敵ですが、ワクチンでかなり予防できます。肺炎球菌ワクチンは、肺炎球菌が原因となる肺炎の感染症を予防するためのワクチンです。そして、そのワクチンは1回接種するだけで、5年以上免疫が続きます。地域により、定められた金額に違いはありますが、例えば今は保険の適応がありません。保険適応なしで、予防接種1回8千円かかったとします。5年

+

免疫が続けば、１年で１千６００円。１日に換算すると４．５円の負担になります。高齢者が肺炎にかかると、重症化することが多く、そのため、肺炎に罹患して、かかって死亡する人が高齢者には、先ほども話しましたが、９５パーセントに上るわけです。

また、重症化すると入院が長くなり、３０日から４０日の入院も珍しくはありません。入院費用は１カ月で約８０万円ほどかかります。それが、１日４．５円のワクチン接種で予防できます。死亡リスクを７１パーセント改善可能というデータも出ています。高齢者が元気で生活できるよう、そして医療費削減のためにも、今、国保が大変問題になっておりますが、医療費削減のためにも、肺炎球菌ワクチンの助成を求めるがいかがか、お伺いいたします。

最後に５番目、交通問題について伺います。

自転車は免許証も必要なく、手軽に乗れる気安さから、幼児から高齢者まで、幅広い層に親しまれています。近年、エコ意識や健康志向の高まりから、日常生活の足として利用する人は増える一方です。それに伴い事故も急増していると聞いております。一方、車の方は飲酒運転の取り締まりや罰則の強化のため、飲んだら乗るなの意識が定着しました。警察庁の調べによると、国内の交通事故は１９９７年の８５万３６３件に対し、１０年後の２００９年は７３万６千６８８件と、約１２万人近くの減少になりました。しかし、自転車加害者となる自転車と歩行者の事故に関しては、１９９９年の８０１件から、２００９年、１０年後には２千９３４件と１０年間で約３．７倍に増えています。

自転車歩行者死亡させる重大事故を起こした場合、それ相応の賠償責任を伴います。自転車と歩行者の人身事故の裁判では、数百万円から数千万円の高額な賠償が求められるケースも実際にありました。

自転車には、自動車のような強制加入の自賠責保険がないため、裁判で高額な判決が出ても支払いが大変困難なことがあります。自転車の走行者は最低限のルールを守らなければいけません。例えば自転車は左側走行。２、無灯火では走らない。３、走行中携帯電話は使わない。４番目は並走をしないとか、５番目は雨の日は傘はささないとかあります。自転車事故は中学生、高校生と年齢が上がるにつれて、加害者となるケースが増えています。走行ルールを徹底するには、各年代に応じて事故実態を踏まえた教育が必要と考えます。

そこで、ご質問いたします。

自転車の事故は、今年何件あったのか。特に自転車と歩行者の事故は、市内ではいかがだったのでしょうか。

３番目、自転車事故防止教育、すなわち自転車のルールを学校で事故実態を踏まえて徹底していただきたいが、いかがかお伺いいたします。

以上で、私の質問を終わります。明解なるご答弁をどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（古川宏史君）

会議中でありますが、ここで、昼食のため、しばらく休憩をいたします。

午後は１時１０分から再開いたします。

（休憩 午前１１時４８分）

(再開 午後 1時10分)

○議長（古川宏史君）

再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○市長（北村新司君）

個人質問、公明党、新宅雅子議員の質問に答弁いたします。

初めに、質問事項1．環境問題について答弁いたします。

（1）①ですが、千葉県犬取締条例では、犬の飼い主がペットの糞、尿の始末をし、他人に迷惑をかけないように定められておりますが、罰則については、係留、抑留をしなかったり、人にかみついたり、必要な報告や立入調査を拒んだりした場合などについてののみ、罰金等の刑罰が定められております。

また、八街市さわやかな環境づくり条例においても、犬の飼い主に糞の持ち帰りを定めておりますが、罰則では、空き缶、吸い殻等の投棄行為についてののみ、刑罰として罰金を定めております。

行政罰である過料については、刑罰ではないので、刑事訴訟手続は不要となりますが、職員が行為を現認し、過料を科す必要があることから、限られた人員での実施は難しいものと考えられますので、現在のところ、ペット条例の制定は考えておりません。

なお、動物の正しい飼い方については、今後も引き続き、広報紙等で周知を図ってまいりたいと考えております。

次に、質問事項2．介護問題について答弁いたします。

（1）①、②につきましては、関連しておりますので、一括して答弁いたします。

平成22年10月末現在、要支援・要介護認定を受けている方は1千939名おり、世帯の状況につきましては、3世代あるいは4世代同居の大家族から、高齢者の夫婦世帯やひとり暮らしの方まで、さまざまであります。近年、人口構造の変化から、単身者や高齢者のみの世帯が増加し、それに伴い、介護をしている家族につきましても、高齢者が高齢の配偶者や親の介護にあたる、いわゆる「老老介護」の世帯もあるものと認識しております。

また、晩婚化や独身の熟年世代の増加に伴い、男性の介護者も増加しているものと認識しております。その実数につきましては、把握しておりませんが、介護保険サービスの利用にあたっては、介護支援専門員が要介護者本人はもとより、その家族の意向等も踏まえて、専門的な見地から要介護者の生活課題の把握を行い、介護サービスの提案や利用に向けての調整を行っており、要介護者と同居している家族の支援にもつながっているものと考えております。

介護をしている家族の実態等につきましては、第5期の介護保険事業計画策定に伴い、実施を予定している市民へのアンケート調査に項目を設けて調査し、地域の現状や要介護者を取り巻く状況の把握に努めたいと考えております。

また、施設サービスにつきましては、要介護認定者の増加や、「ついの住みか」としての

+

安心感から、全国的に多数の入所待機者が存在しているのが現状であります。本市においても同様の状況であります。第4期の介護保険事業計画に基づき、市内の特別養護老人ホームが30床の増床整備を進めており、平成24年度から始まる第5期の介護保険事業計画におきましても、待機者の解消に向けた施設整備について、県との協議に入っているところでございます。

今後も在宅サービスを中心としながら、施設サービスにつきましても整備を進め、住みなれた地域での生活が続けられるよう、介護保険制度の運営に努めてまいりたいと考えております。

次に(2)①ですが、高齢になっても、寝返り、起き上がり、座位、立ち上がり、歩行等の日常生活上の基本的な動作や、食事、排せつ、入浴等について、介護の必要のない生活が続けられるような取り組みを「介護予防」と呼んでおります。

本市においては、介護保険法に介護予防事業が位置付けられた平成18年度より、介護予防事業に取り組んでいるところでございます。

介護予防への取り組みについて普及啓発を行うことが「一次予防事業」として定められており、本市では、今年度、6月から月2回、65歳以上の介護認定を受けていない被保険者を対象に運動教室を総合保健福祉センターの機能訓練室で開催しております。11月までの参加者数の平均は1回14名、平均年齢は73歳となっております。

また、社会教育課の主催する高齢者学級においても、2クラスで同様の運動教室を開催したほか、7月には県の協力を得て「介護予防と口腔ケア」をテーマに歯科衛生士による講演会を開催しました。

また、「二次予防事業」として、歩行能力や体重の減少、外出の頻度など、生活状況に関する25項目の質問からなる「生活機能評価」を実施して、運動や口腔機能、栄養状態の低下傾向を把握し、継続的な教室参加を通して低下傾向の改善を図り、被保険者の自立した日常生活活動の継続を目指す事業が定められております。

本市では、今年度、生活機能評価を8月から9月にかけての特定健診時に実施したところ受診者3千83名中、低下傾向のあった方は538名で、二次予防事業として、今月から運動器機能向上教室を週1回、全12回開催するのをはじめ、年明けには低栄養改善教室、口腔機能向上教室も開催すべく準備しているところでございます。

今後とも、一次予防事業による普及啓発を図るとともに、生活機能評価により低下傾向の把握に努め、二次予防事業への参加につなげるとともに、高齢者が自立した日常生活活動を継続できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、質問事項3. 改正児童扶養手当法について答弁いたします。

(1)ですが、これまで、母子家庭に支給されていた児童扶養手当が、ひとり親家庭の自立支援策の拡充を図るため、本年8月より、父子家庭にも支給されるように児童扶養手当法が改正されました。この制度の改正につきましては、広報やちまたや市ホームページに掲載し、周知を図ったところであり、本年8月以降、電話や窓口等での相談や問い合わせが続い

ている状況となっております。

また、本市の父子家庭数につきましては、平成17年に行った国勢調査に基づいた父子家庭数と同年10月1日現在の住民基本台帳の世帯数との割合で、本年10月1日現在の住民基本台帳をもとに、父子家庭世帯数を推計いたしますと、118世帯と想定されます。しかしながら、児童扶養手当には、所得による支給制限がありますので、118世帯のすべてが、児童扶養手当の対象とはなりません。

なお、本年11月30日現在、児童扶養手当の申請がなされ、支給認定された父子家庭は30世帯となっております。

次に質問事項4. 医療問題について答弁いたします。

(1) ですが、高齢化が進む中、高齢者が医療機関で治療を受ける件数は増加し、65歳以上の高齢者では、高血圧症や心筋梗塞・脳梗塞などの「循環器系疾患」に次いで、風邪や肺炎などの「呼吸器疾患」が多くなっております。

肺炎の予防には肺炎球菌ワクチンの接種が有効とされていますので、まずは、小児肺炎球菌による感染症予防を平成23年度実施に向けて検討しております。

なお、高齢者につきましても、今後検討してまいりたいと考えております。

次に、質問事項5. 交通問題についての(1)と(2)は、関連しておりますので、一括して答弁いたします。

佐倉警察署によりますと、届け出のあった八街市内における、今年1月から10月末までの自転車に関連する事故件数は83件で83名の方が負傷し、特に自転車と歩行者が関連する事故は1件で、主な原因としましては「通行区分違反」や「安全不確認」となっております。

また、八街市内だけのデータはありませんが、佐倉警察署管内では同じく1月から10月末まで、事故による死傷者が1千276名で、自転車乗車中では228名が負傷しており、そのうち、小中学生だけでは、54名が負傷している状況であると聞いております。

○教育長（川島澄男君）

次に(3)ですが、児童・生徒に対する交通事故防止教育については、今年度は主に次の5点を中心として行っております。

第1に、新学期にすべての小中学校で防災課主催の交通安全教室を実施しております。子どもたちは、自転車の乗り方や点検方法についての実技指導を通して、自転車を操作する技術とともに安全に自転車に乗るためのルールについても学んでおります。

また、自転車通学者が多い学校では、地域の方々の協力のもと、自転車の安全な乗り方やルールについて繰り返し指導を行っております。

第2に、今年度は6月に交通安全に関するビデオ教材をすべての小中学校に貸し出し、ルールを守ることの大切さについて理解させ、交通安全の徹底を図ってまいりました。

第3に、特に自転車通学者には、ヘルメットや反射材のついた腕章を防災課が配付し、事故防止に努めております。

第4に、社会福祉協議会が中心となって小中学校の自転車通学をしている児童・生徒に無償で自転車の点検・整備を行っていただき、児童・生徒の安全意識を高めることの一助ともなっております。

第5に、児童・生徒の登下校時には、教職員や保護者、地域の方々による見守りと交通安全指導を行っております。この中でも、ヘルメットの着用など日常的に安全に関するルールについて指導しております。

教育委員会といたしましては、今後も学校や関係する団体と連携し、交通安全教育を推進し、児童・生徒の自転車に対する交通ルール遵守の指導、徹底に努めてまいります。

○新宅雅子君

ご答弁ありがとうございました。自席にて再質問をさせていただきます。

最初に、1番目、ペット条例の制定について、お伺いいたします。

動物愛護に関する世論調査というのを、先ほどお話ししましたが、そのうち、ペットを飼っている人が34.3パーセントという数字が出ていました。それで、この調査は本当に信頼性のある調査なのかなと、私は思いまして、私の家は大体40軒程度の小さな自治会なのですが、その40軒程度の中で、何軒のところに犬を飼っているのかなと計算しました。そうしましたら、14軒の家が40分の14ですけれども、犬を飼っていました。ちょうど35パーセントになるんですね。ということは、この調査というのは、案外信頼性があるのかなと思いました。

その中で、1つご質問いたしますが、八街市内で登録されている犬の頭数を教えていただきたいのですが、お願いいたします。

○経済環境部長（並木 敏君）

犬の登録頭数なんですが、平成22年11月現在で約6千800頭でございます。

○新宅雅子君

そうしますと、さっきの割合からいきますと、飼っている人が34.3パーセント。八街市の世帯数が、これはホームページに出ていたものですから、今年の3月頃のものだそうなんですけれども、2万9千614世帯。それを若干、0.34掛けるとしますと1万になるんですね。1万頭、犬の数として。それで、約6千800頭というのは、若干少ないんです。では、何が少ないのかなという、これは登録している犬、1万頭ぴったりいるかどうかというのは、またわかりませんが、登録している犬の登録数が少ないんですね。していない犬が多いということだと思えます。先ほどの数からいくと、結構、信頼できる数だと思うので、ということは、3千頭に近い数字が登録されていないということになります。

その登録をしないところの犬が、若干、議会ですけれども、危ないのではないかと、私は思います、かなり。その登録をしていただくために、いろいろ努力はされていると思います。私もいつも犬の注射に行くときは、広報を見て、何月何日、どこそこで、こういうのがありますよと、幾らかかりますよと、何を持ってきてください、犬のこういう状況をよく見てきてくださいと、そういういろんなお知らせを見ながら行きますから、それを見てみんな行く

と思うんですね。あとは、毎年、はがきもいただきます。そういうことをしない人、登録をしていないところに、どういうふうにしていったらいいのかなと思うんですけども、その辺は何かお考えというのがありますでしょうか。

○経済環境部長（並木 敏君）

ただいま議員の方からご指摘がありましたように、4月の時点で集団的な狂犬病の予防接種等を行っておりますが、随時、登録につきましては受け付けを行っているのが現状でございます。

先ほど、ご指摘がありましたように、約3千頭ぐらい少ないのではないかなというようなご指摘ですが、4月の集団的な予防接種等につきましては、年に1回ですので、その中間的なものもあると思いますので、その辺、当然、狂犬病の関係、日本ではないよというようには言われておりますが、狂犬病等の関係もございますので、必ず登録をしていただくような形で啓発を図ってまいりたいというように考えております。

○新宅雅子君

ありがとうございました。あと、先ほどの世論調査の中で、他人が飼うペットで、どんな場合に迷惑を感じるかという項目があるんですね。その1位が、やはり犬の糞の放置なんですね。2位は泣き声だとか、いろいろあるんですけども、1位はやはり糞の放置なんです。私が相談を受けた方の例えば地主さんとか、すごく怒っているんですね。ここにいる方に怒ったところで、これは何の解決にもならないけれども、私は別にそういうので怒るわけではないんですけども、放置をされている方に本当に怒っている。では、どうすればいいですかと、私が伺ったら、散歩に行くときは背中にゼッケンのように名前を書いてほしいと、名字を。それか、透明の袋を持って、中にちゃんと糞が入っているという、持ったのを歩いてほしいと。両方とも、それはちょっとできないと思います。やり過ぎだと思うから、私もそれなりのお話はしたんですが、そのくらいの要望があった。それぐらい、みんなそれをとても迷惑に感じているということなんですね。

私は、先ほどかなり厳しく過料という言葉を使わせていただきました。過料ということが本当に適切なかどうかということは、私も正直言ってよくわかりません。それは、職員の方しかできないことだし、そんなに職員の方が犬の糞を放置しているのを見ているわけにもいかないし、過料ということが適切かどうかというのはわかりませんが、何らかの形で対処をしなければいけないと思うんです。条例の制定とか、あと、さわやかな環境づくり条例の中に糞の放置はいけません。持って帰ってくださいというのがあるんですけども、市川市で作ったのがあるんですね。市民マナー条例というのがあるって、昨年、2009年9月議会で制定されて、今年の4月から施行されている市民マナー条例です。これは、市民からの意見でできたもので、パブリックコメントですね。皆さんの意見もたくさん聞いて、市民の方の意見も聞いて作ったようです。それは、缶、たばこの吸い殻、あとペットの糞、これに対して2千円、これは罰則。これは、例えば八街市と比較にすることはできないんですが、市川市では、たばこを吸ってはいけない区域というのがあるって、それで、そのところをちゃ

+

んと監視員がいるんですね。そういう人が例えばペットの糞なんかも一緒に見ている。それで2千円ということがありました。

私の妹は市川市に住んでいて、やはり犬を飼っているのですが、散歩に行くときは大きなペットボトルに水を入れて、糞ではなくて尿をしたところにも水をかけて帰ってくると。そのくらい市川市では徹底をしています。土のところが少ないということもありますが、ただただ、飼い主のマナーとか、モラルとかに頼っているだけではいけないのかなと思います。私は、要するにもっと条例を作るとか、作らないとかというよりも、市民の方の意見を聞いていただきたいと思うんですが、ホームページでも何でもいいですから、何かそれに関してどう思っているのかというような意見、パブリックコメントをたくさん聞いていただきたいと思うんですが、そういうことは可能か。そしてできるかどうか、やっていただけるかをお聞きいたします。

○経済環境部長（並木 敏君）

実際に犬の糞に対する苦情等につきましては、かなり寄せられているのが現状でございます。先ほど、ご指摘にありましたように、指定区域を設けてやる方法と全市という形でやる方法がございますので、先ほど、ご指摘がありましたように、3世帯に1頭、登録頭数ですと4世帯に1頭ぐらいの割合になろうかと思っておりますので、そういう形で市民のパブリックコメントではないですが、意見の動向を聞くということにつきまして、検討させていただきたいと、そのように考えます。

○新宅雅子君

ありがとうございました。

それでは、2番目の介護の問題に移らせていただきます。

実は、ここに私は小さな新聞なんですけれども、切ったのを持ってまいりました。これは、12月12日の新聞です。ご存じで、見た方もいらっしゃると思うし、これはNHKのニュースでもちょっとやっていました。これは、「母殺した65歳男逮捕、寝たきり介護、交番に自首」というんですけれども、秋田県の秋田市の65歳の自称塗装工アルバイトという人が県営住宅内の自宅で、同居のお母さん、92歳を殺害したという新聞です。これは、特別なことではないですね。何回も新聞にも出ているし、ニュースでもやっています、これに似たことを。あと、男の人だけではなくて、寝ている夫の首を絞めたとか、本当に介護で追い詰められて殺してしまったということはたくさんあります。

これは、本当に3段で、どういう背景があったとか、こういうことは、これだけでは何も書かれてはいませんが、92歳のお母さんと65歳の男性が2人で暮らしていて、男性は塗装工アルバイト。どんな仕事をしていたんだろうな、収入はどのくらいあったんだろうなと、アルバイトというんだから、いろんなアルバイトを転々としていたのかなとか、お母さんをずっと寝たきりだったと、寝たきりの状態と書いてあります。長男のこの方と二人暮らしだったと。どんなに追い詰められていたのかなというふうには思います。

こういう事件が、これだけじゃないということ。たくさん起きているということです、問

題は。ですから、先ほども1回目の質問で申し上げましたが、介護保険というのは、もちろんとても大切な制度ですが、あくまでも家族介護を前提としていて、介護を必要とする人のためのものであって、介護をする人のためではないんですね。それは、もう当たり前なんです。例えば介護というのは、知的障がいを持った子どものことを見るのも介護の1つに入るんだけど、介護に疲れた。知的障がいでも子どもが大きくなった。お母さんより背が高くなった、力も強くなった。もう、ちょっと私1人ではどうしようもない、できないとなったときに、お母さんができなくて、誰がやるんですかというようなことを周囲からは言われると。ますます追い詰められていく。そういうのが、今の介護の状態ではないかと思います。

私が母を介護していたときは、本当にもう全部使って、いろんな制度を使って、使って、点数も全部使って、ショートもやるし、デイもやるし、いろいろヘルパーさんにも来てもらってというふうにやりましたけれども、それができないというところが問題なわけだと思います。

それで、第1回目でもお話ししましたが、介護で自分が1人だと。誰も手伝ってくれない。そういう孤立感を感じている人が半分以上、50.4パーセントもいると。あと、介護離職とか、介護転職が14万5千人も全国にいる。21年度、去年の1年間で自殺が285人。自殺は今全体で3万2千人ぐらいいますから、そのうちの介護が原因で自殺が285人。その285人のうちの4分の1、約70人がうつだった。あと、介護の高齢者虐待、1万4千900件。高齢者殺人、こういうのですね。これは48人というデータがあります。

これから、ご質問なんですけど、要介護認定をされているのに、介護保険を利用していない人というのは、八街市ではどのくらいいらっしゃるのでしょうか、お聞きいたします。

○介護保険課長（醍醐真人君）

要介護認定を受けている方で、介護サービスを利用していない方が、どの程度かということですが、取り急ぎ、集計をとりましたところ、この11月末現在で要介護度3以上の方という条件を付けますが、その方の認定者が、11月末現在で859人いらっしゃいます。その中で、サービスを利用されていない方は67名いらっしゃいました。この中で、そのうちの9名の方が病気等の治療のために、病院等に入院中ということですから、当然に介護サービスは使わないという方。それから、22名の方が新たに介護認定の申請をして、認定を受けたという方ですので、このサービスの利用の直近のものが、10月の利用分までですから、11月に認定を受けたとか、直近の方については、まだ、サービスの利用が始まっていないということが考えられますので、その22名の方につきましては、まだ、認定を受けて間もないということで、サービス利用をされていないという方になります。

そうすると、差し引き36名の方が、認定は受けたけれども、取り立てていいいますか、サービス利用をされていないという形になろうかと思います。その36名、個々に、まだ、どういう形で利用されていないかという、個々の状況把握はしてございませんが、一般的に要介護3以上ですから、かなり重たいといえますか、介護度が高い方ですから、介護サービスを利用する必要性が高かったということで、申請をされたんだと思うんですけども、

+

家族の中で、そうはいつでも、家族というか、近いところで介護というか、世話ができるという形で、とりあえず、認定をとって本当にどうしても必要なときのために、認定をまず先にとりたい、とっておこうという方も中にはあろうかと思います。あるいは、これから本当にケアマネジャーを立てて、サービス利用を始めるという方もいらっしゃると思いますが、今、数字的なものとしては、36名の方が、まだ、使っていなかったというような数字をつかんでおります。

○新宅雅子君

ありがとうございました。今、課長もおっしゃいましたが、そういう使っていない人が一番どういう介護をお家で受けているのかなというのが、一番心配といえば心配なところだと思うんです。というか、どういう介護を受けているのかなというか、介護をする側の人が、要するに全然介護保険制度を使っていないということは、24時間、365日、ずっと見ていくというか、そういうことになるので、これはちょっと大変なことではないのだろうか、私は推測いたします。

私の母が、最初は介護度3だったんですけれども、3というのは両手でボタンとかは、とったり、外したりできるんですけれども、足が言うことを利かなかったりして、トイレに行くのがすごく大変だったり、家の中を車いすで移動したりとかというところが3になってきたんですね。うちの母がそうだったんですけれども。ですから、そういう方を見ている。だんだんおしめになったりとか、してくるわけですね。そういうところで、もう一度、大変お忙しいところ、申し訳ないと思いますが、その36人の方の介護をしている人が、どういう状況にあるかというところを見ていただけたらと思います。これは要望でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

私の要望といいますか、また、ご質問なんです、介護者を抱えている家庭の人、介護をしている人の家族介護の支援を、精神的な面、別にお金をとくということではなくて、精神的な面、それから、あと物質的な、例えばお休みをとれるとか、そういうところの面で支援をしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○介護保険課長（醍醐真人君）

男性介護者の相談支援というような形で捉えてよろしいですか。ではなくて、家族介護。

○新宅雅子君

両方です。

○介護保険課長（醍醐真人君）

では、お答えします。地域包括支援センターで、相談等を受け付けるわけでございますけれども、その中で一番多いものが、福祉のサービスとか、介護サービス等に関する相談でございます。特に男女比がどうかということは調べてございませんけれども、退院後の在宅生活に向けての介護サービス利用についてとか、あるいは退院後、施設入所をしたいと。その申し込みについてどうだというような心配事とか、そういう相談が寄せられております。

その相談の多くは、電話とかでの相談が多いところでございまして、職員の方で、介護サ

ービスとか、福祉サービスの利用の仕方とか、その辺を説明することによって、概ねは理解していただいております。

それから、要は介護を受けている方につきましては、当然、議員さんがおっしゃったように介護サービスを利用することによって、その方の負担も軽減が図れるわけでございますけれども、ある面では介護サービスは、要介護の方ばかりではなくて、実は支える家族の方の負担軽減にも資しているというふうに、私は考えております。24時間、365日、フルのサービスではございませんが、場合によっては短期入所なりを利用することによりまして、ある期間、介護から手を離すことができるといいますか、そういう形での負担がとれるわけでございますから、その面では資していると考えております。ただ、そういう介護をしている方のストレスとか、いろいろあるとは思いますが。現状といたしましては、市の社会福祉協議会の中で、市内の介護保険施設の協力を得ながら、介護者の集いというものがございまして、これが年に5、6回開催されております。その参加者は、数は多くないと聞いてございますけれども、そこで介護をしている方の気分転換とか、孤立化の防止、そういうものに役立っているというふうに聞いてございます。

居宅等で介護される方、いろんな悩み等々があると思いますが、具体的な心配事とか、相談事等がある場合につきましては、私どもの地域包括支援センターなり、福祉関係各課の方へ、ぜひ、ご相談をいただきまして、その内容等を確認し、状況等によりまして、保健師などの専門職を派遣するなどし、相談を聞き、いろんなサービスにつなげるなど、その支援をとってまいりたいと考えております。

+

○新宅雅子君

ありがとうございました。これは要望になりますが、例えば男性介護者の神奈川県茅ヶ崎市では、去年の11月だったでしょうか。男の介護教室というのが開かれているんですね。去年の11月に男性介護者のための情報交換会というのを開いて、それで、そのときに23人参加しているそうです、男性介護者だけが。それで、本当に申し訳ないけれども、男性って何も知らないんですよ、本当に。どういう福祉用具を例えば妻だとか、母親に選んであげたらいいのかとか、そういう本当に基本的なところからやるんですね。そういう選ぶ際のポイントだとか、あと、自分の負担を軽くするための介護術、どこを持って、どういうふうに動かしたら、一番軽く動かせるのかとか、そういう本当に基本的なことをやったそうです。すごく評判がよくて、次もやってほしいというのがあって、今年2月に男の介護教室というのが開かれたそうです。これは、本当に愚痴だとか、それから情報交換とか、何でも話せるというところ。男性は愚痴をあまり言わないと。近所にもあまりずっと外で、例えば八街だったら東京に行ったり、千葉に行ったりして、お仕事をされている方が多いと思うんですね。それで、あまり友達がいないと。先ほども言いましたけれども、自治会とか、近所の区の組織だとかには、奥さんが全部やってきたと。そういう人たちの愚痴を聞いてあげる。話を聞いてあげる。そういうのを茅ヶ崎市でやったそうです。本当に聞いてあげるというだけで、気持ちの負担というのは、すごく軽くなるんですね、多分ね。できたら、そういう会合を開

いていただきたいというのが、まず、これは要望でございます。よろしくお願いいたします。

あと、もう一つ、介護予防の件の方ですが、先ほどもお話ししました介護予防で、今現在、今年現在の認定者が1千939人というふうに、今、醍醐課長からのお話がありました。10年たった現在で1千939人でございますが、2000年のとき、介護保険が始まったときの認定者というのは、どのくらいになるか、お願いいたします。

○介護保険課長（醍醐真人君）

介護保険がスタートしましたのが、平成12年でございます、その12年の末、いわゆる13年3月現在でございますけれども、認定者の数が839人でございます。

○新宅雅子君

そうしますと、839人。今、1千939人。そうすると、10年間で2.3倍に増えているんですね、要介護認定者が。それで、問題はこれから先なんですけれども、2025年、あと15年先になりますと、団塊の世代、昭和25年以前に生まれた人が全員75歳以上になるんですね。そうすると、どうなるのか、日本は。団塊の世代の人が全員75歳以上になったときに、どういう状態になっているのかということを考えますと、先ほどのこれはホームページの人口ですから、ここから見ますと、これもどのくらい、そのまま行くとはいりませんから、でも、大体75歳以上の方が1万5千169人。今は、5千726人ですよ。3倍ぐらいになっちゃうんですね、2025年には。これは、全部が行くとは限りませんけれども、でも、65歳から74歳の人が1万1千808人。今は8千778人です。それが、合計すると65歳以上が2025年には、2万2千800人。今は1万4千504人ということは、8千人も多くなるんですね、大体で。そうしますと、老健施設とか、そういうものも当然多くならなければいけないんですけれども、今と同じように対処療法をやっていて、骨折したから、じゃあ骨折した人なりの介護をととか、半身不随になったから、じゃあ半身不随になった人用の介護をとということでは、もう追いつかなくなる。だから、ならないようにしなければいけない。

それで、介護予防というのが、大変必要になってくると思います。今は一生懸命、介護予防も包括支援センターで、いろいろ教室とかやっていますが、さらに介護予防の考え方も変えていかないといけないんじゃないかなと思います。ですから、それはご要望でございますが、介護予防、単なる介護ではなく、介護予防というところを、ぜひ、これから市でも考えていただきたいなと思っております。介護のことはこれで終わります。

あと、肺炎のことですが、3番目の父子手当は飛ばします。肺炎ですが、先ほどもありましたけれども、高齢者が肺炎で入院すると、状況の違いはありますけれども、例えば松本市の隣の波田町という町があるんですけれども、そこで6千円の肺炎の予防注射を2千円助成しているんですね。ビジュアルでなくて、耳だけで聞いていると、ちょっとわかりにくいかなと思うんですけれども、794人の75歳以上を対象でやっているんです、65歳じゃなくてね。八街市は65歳以上の方を対象にインフルエンザとかをやっているらしいですけれども、この波田町というところは、75歳以上で肺炎の注射をしています。それで、794

人います、75歳以上が。2千円の補助をすると、794人で肺炎のワクチンだけで159万円になります。ところが、1日約2万8千690円の入院費がかかって、高齢者で30日入院すると、約86万円の入院費がかかります。国保から出るわけですがけれどもね。その入院患者が4人減ると、86万円が4人いなくなると、344万円。支出しているのは、159万円ですから、794人の2千円、159万円ですから、344万円から159万円を引くと185万円、これが医療費の削減効果。10人減ると86万円が10人だと860万円、そこから159万円を引くと700万円、それが医療費の削減効果になります。

頸がんとか、ヒブワクチンというのは、小さいお子さんとかに接種するとか、そういうものですから、長い年月をかけて健康であるということが、すごくいいことで、重要なことなんです。肺炎球菌というのは、すぐに効果があらわれるということです。1回で5年間はやらなくてもいいから、先ほどもお話ししましたが、8千円だったら、1日4.4円ぐらいの負担でできると、そういうことになります。肺炎球菌ワクチンを高齢者の方に接種していただきたいと、これは医療費の削減効果が大きいという意味で、そうしていただきたと思います。いかがでしょうか。

○市民部長（森田隆之君）

私も、長野県の波田町の資料、ここにあります。これを見ますと、やはり3年前に肺炎球菌ワクチンの公的補助を始めたところ、75歳から79歳では、肺炎の入院が3分の1に減っているということで、医療費の効果も出ておりますし、予防医療の効果が大きいということでございますので、今後、しっかりと検討させていただきたいと思っております。

+

○新宅雅子君

ありがとうございます。それでは、最後に自転車なんです。自転車に乗っている子どもに、ブレーキだとか、ライトだとか、自転車のメンテナンスを社会福祉協議会の方で本当によくやっています。きっと、これは保護者の方にも、とてもありがたいことだと思っております。ただ、もう一つは、年齢に応じた自転車の教育をしていただきたい。それはどうしてかという、やはり高額賠償の可能性というのが、今すごく多いんですね。すごいこともないけれども、あるんですね。本当に何百万円、何千万円、何十万円。どんなに相手が悪くても、例えば自転車が右側通行をしていたというだけで、自転車が悪くなるんですね、相手が歩いていたら。どんな歩き方をしたとしても悪くなる。全部そうなんです。並進しているからだめとか、全部そういうルールで自転車が悪くなります。自賠責保険はないし、とても大変な補償が来ることがあるので、いかに補償賠償額が高くなるかという、そういう可能性があるということもわかる中学生ぐらいには、しっかりと教えていただきたと思います。これは、また、ご要望でございますが、よろしく願いいたします。

それでは、これで、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（古川宏史君）

以上で、公明党、新宅雅子議員の個人質問を終了します。

会議中ではありますが、ここで、10分間の休憩をいたします。

(休憩 午後 2時00分)

(再開 午後 2時10分)

○議長（古川宏史君）

再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、公明党、川上雄次議員の個人質問を許します。

○川上雄次君

公明党の川上雄次です。

北村新市長、ご当選おめでとうございます。八街市のさまざまな行政課題の解決へ、「活力と希望あふれる八街」の実現へ、北村市長の手腕を遺憾なく発揮していただきますようご期待申し上げます。

それでは、通告順に従い、5項目の一般質問を行います。

前向きで、真摯な回答をお願い致します。

最初の質問は、市営住宅について伺います。

八街市の公営住宅は、県営住宅を含めて、その数も多く、近隣市と比較しても抜きん出た保有戸数となっております。しかし、その実態は築年数も古く、町営住宅の時代から築40年を越える住宅や住設備の劣悪なものも多く、8つの団地の内、4つで募集を廃止しております。これらの市営住宅では、廃止して取り壊された空き地の中に、残された住宅が点在しており、住環境が悪化しております。これらを解決し、八街市の今の時代に適合する、新たな市営住宅のあり方を確立する必要があります。平成6年の八街市公営住宅再生マスタープランについては、その達成度が極めて低く、プランの見直しは必至であります。

そこで、質問要旨の1は公営住宅再生マスタープランの見直しについて、具体的な方向性を伺います。

次に、市営住宅管理条例施行規則について、真に住宅に困っている市民に住宅を供給するという、本来の目的に沿った運営が行われているかを伺います。

現在、八街市の市営住宅管理条例では、すべての入居者に連帯保証人を付けることが入居の義務として管理運用されております。しかし、このことが住宅困窮者に対しての運用上の支障になっていないでしょうか。

八街市営住宅管理条例は、その総則で、公営住宅法（昭和26年法律第193号）に基づく明記されております。言うまでもなく国の基準に準拠して、市は管理運営を行うことになります。その国の基準の入居資格の第6条の5には、生活保護法、第6条第1項に規定する被保護者の入居資格が明記されております。

また、第20条には事業者は入居者に不当な義務を課することができないと記されております。さまざまな理由で、極めて厳しい状況にある入居希望者にとって、厳格な連帯保証人の制度の適用は入居へのハードルとなって、真に住宅に困窮している市民の利用の障害となっております。

また、募集を廃止している市営住宅の入居者を他の市営住宅へ移動し、明け渡しによる整理統合する上でも、連帯保証人の義務化が障害となって整理が進んでおりません。

市の入居基準を国の上位法である「公営住宅法」の入居資格に準ずるためにも、また、少子高齢化の時代状況なども勘案して、連帯保証人制度の運用の緩和、または見直しの必要があると考えます。

そこで、質問要旨の2は八街市営住宅管理条例施行規則の運用について伺います。

次に、市長の公約でもある「住みよい街づくりについて」お伺いします。

八街市の人口は、一時は全国一、二を争うほどに増加しておりましたが、最大7万7千人をピークに、最新の11月1日現在の統計では、7万6千399人へと毎月、毎月、人口が減少しております。北村市長の公約である「活力と希望あふれる八街」へ、発展する街づくりへの積極的な取り組みが、今、大きく求められております。

そこで、質問要旨の1は八街市の商店街の活性化への施策について伺います。

次に、八街発展へのかぎとなる施策として八街駅北口にある市有地の文化的核施設用地の活用について伺います。

昨年の12月に次いで、今年の6月、個人質問で、この文化的核施設用地の活用の提案を行いました。仮の雨水調整池を除く5千平方メートルの土地を市民のため、街の活性化のために活用すべきです。

八街駅北口の整備計画は、施行区域の面積約7.9ヘクタール、総事業費約61億円の巨費を投じており、文化的核施設用地の活用は、この巨費を投じた事業の成果の一部を市民に還元することにもなります。

多目的広場として、季節ごとに、スイカやピーナッツ、ニンジンなどの収穫祭を行うなど、町おこしや、ふれあい夏まつりや産業まつりのサブ会場として、また、文化イベントや健康体操の会場など、さまざまな用途が考えられます。

そこで、質問要旨の2、文化的核施設用地を施設が建つまで、市民のための多目的なイベント広場として活用すべきだが、北村新市長のお考えを伺います。

次に、社会的に大きな課題となっている買い物弱者、いわゆる「買い物難民」に関して伺います。

先日、高齢者を中心に食料品などの日常の買い物が困難な「買い物弱者」が全国で約600万人に上るとの推計を経済産業省がまとめています。本市でも商店やスーパーの閉店、バス路線の廃止などで、日常の買い物が困難になったとの声が聞こえております。また、その対策も求められます。

経済産業省では、これらのさまざまな生活インフラの弱体化対策として、行政が先導して、宅配や移動販売、仮設店舗、コミュニティ活動との連動、デマンドタクシーの活用などの「買い物弱者」対策の先進地、また、対応マニュアルを発表しております。

そこで、質問要旨の3は、本市でも買い物弱者対策が図れないか伺います。

次に、八街市の街づくりに重要な宅地開発事業に関わる規制の見直しについて伺います。

ご存じのとおり、八街市は人口の急激な社会増により、平成4年に市政を施行、その後、全国有数の人口増加が続きました。そのため、社会基盤が未整備の状態が続き、これらを背景に現在の宅地開発指導要綱が作られております。つまり、バブル経済の状況下で作られており、今の時代にそぐわない内容となっており、今では、かえって八街市の発展を阻害するものとなっております。

具体的には、公共施設整備寄附金の項目があります。開発行為により土地を求める住民や企業に対して、用排水路建設改良費、教育施設建設改修費、水源対策費、塵芥処理施設建設改良費、し尿処理費を寄附しなさいという寄附金を強制的に徴収する項目であります。こういった指導要綱は、八街市だけが採用しており、他市では、ほとんどその例を見ません。用排水路建設改良費は、開発面積1平方メートルあたり800円、教育施設建設改修費は1区画あたり20万円、水源対策費は区画数掛ける10万4千円、塵芥処理施設建設改良費は区画数掛ける13万2千円、し尿処理費は区画数掛ける2万4千320円を開発行為許可後1月以内に市に納入するものとする、指導要綱で強制しております。

本来、法的には、寄附行為は強制できないはずです。教育施設建設改修費の区画数掛ける20万円の寄附を求めることなどは、教室が足りなくて、プレハブ教室が建てられていたバブルの時代では、一定の妥当性が主張できる話であります。少子化で教室に余裕が出てきている今の八街、今の時代にそぐわなくなっております。八街に進出する企業からも、なぜ八街市だけが、この公共施設整備寄附金の指導要綱があるのかという疑問を持たれております。

指導要綱ですので、条例ではありません。八街市の発展への障害であれば、直ちに改正し見直すことができます。

そこで、質問要旨の4は、開発事業の公共施設整備寄附金の見直しについて、市長のお考えを伺います。

次に、防犯灯について伺います。

光源にLED、いわゆる発光ダイオードを使った防犯灯が全国の自治体で採用数が増えています。本市でも試験的に榎戸駅の周辺に2灯設置されております。LEDを活用した照明は、従来の蛍光灯などに比べて小さい電力で点灯が可能で、蛍光灯の約50パーセントの電力で照らすことができます。このため大幅な電気料金の節約が実現可能です。

あるメーカーの試算ですと、40ワットの契約が1ランク下の契約となって、1灯月額175円31銭が108円66銭、66円65銭、月あたりコストダウンします。年間では約799円80銭、100灯ならば、年間7万9千980円、1千灯ならば、79万9千800円、約80万円の節約になります。その結果、省エネとCO₂削減に大きな効果が期待できます。

また、LED照明は、長寿命であり、虫を集めない利点があり、その他、省エネ性、長寿命、高輝度、安全性等の利点があり、今後、積極的にLED照明を導入すべきと考えます。

そこで、質問要旨の1は、今後のLED防犯灯の増設について伺います。

次の質問も防犯灯の電気料金の節約について伺います。

東京電力では、防犯灯の電気料金を一括して前払いすると電気料金の割引を受けられる「一括前払サービス」を行っております。一括前払サービスを採用すると1灯、月に10円50銭、年間で1灯あたり126円の節約になります。

茨城県のつくばみらい市では、今年度から経費節減のため、市で管理している防犯灯の電気料金について一括前払い契約を行うことになりました。その結果、契約変更に該当する防犯灯、3千400灯で一括前払サービスを実施、年間約43万円の経費が節減されております。

厳しい財政状況の中、本市でも経費節減、無駄遣いゼロを目指し、努力することが求められます。

そこで、質問要旨の2は、防犯灯の電気料金を割安な年間契約にすべきと思うが、お考えを伺います。

次に、里山保全について伺います。

人間活動によって創出されたり、人が手を加えることで管理・維持されてきた自然環境である里地里山の重要性が注目を集めております。里地里山を構成する水田や雑木林、また、草刈場などは二次的自然と言われ、人が手を加え続けることによって維持されています。

一方、放棄され、変異が進み、二次的自然に特有の動植物が生息できなくなり、景観も失われます。近年は、地域の過疎化、高齢化が進み、里地里山など、二次的自然の放棄が進行し、以前は普通に見られていた、メダカやタガメも環境省のレッドデータブックに絶滅危惧Ⅱ類とされるほど減少しております。

緑豊かで自然あふれると言われている本市でも、手が入らず、谷津田や山林などの自然が失われております。多くの自治体に取り組んでいるように、自然保護の観点からも、今の八街市の環境の実態調査が必要です。

そこで、質問要旨の1は、里地里山保全のため、実態調査を望むがいかがでしょうか。

次に、日本の里山は、いまや生物多様性を失いかけている状況にあり、今後は農業を含め、里山の機能の復活と生物多様性保全の取り組みの一層の活性化を図ることが求められております。

環境省では、里地里山保全活用の展望を図るための重要なポイントや全国の実施事例を盛り込んだ「里地里山保全活用行動計画」を策定し、今年の9月15日に発表しました。

本市においても、里地里山の保全策が求められます。

そこで、質問要旨の2は、生物多様性保護の観点からも、里地里山の保全推進策が必要と考えるが、お考えを伺います。

次に、農業問題について伺います。

今日、農業をめぐるのは、多くの課題が山積しており、今議会でもTPP、環太平洋経済連携協定に対する意見書の採択が行われました。八街市としても、基幹産業の農業の振興策、さらに担い手確保への取り組みなど、農業の足腰を強化する施策は、喫緊の課題であります。

特に、北村市長の農業施策には、大きな期待が集まっております。

八街市のおいしい、安全な野菜を本市の最大のセールスポイントにして、いかに、その名を高めるかが、八街市の経済活性化のキーワードであります。

また、最近の報道では、農業を主な収入源としている人は、過去30年間で約3分の1減り、全国で約260万人へと大きく減少しております。就労している平均年齢も66歳に迫り、全体の6割を超える160万人が65歳以上であり、今後、年間10万人超が離農すると予測される事態になっております。

これに対して、新規参入した人は6万6千人、その大半は農家出身者が占め、農家以外からは、わずか1千850人にすぎません。本市に至っては、新規就農者は昨年、わずか2名か3名ということを知っております。その必要性、対策が叫ばれている割には、ほとんど無策に近い結果となっております。大事な、大事な本市の農業について真剣に早急に取り組むことが求められております。

そこで、質問要旨の1は、野菜のブランド化などの八街市の農業振興策について伺います。

また、質問要旨の2は、新規就農希望者の支援策について伺います。

次に、先ほど触れましたように、農業就労者の高齢化が進んでおります。それに伴い、農作業事故が増加しており、深刻な問題となっております。

農林水産省の調査・報告によれば、2008年に全国で農作業の事故により亡くなった方が374人。負傷事故は死亡事故のおよそ100倍と推計されております。農家については、労災保険加入について他の産業のような加入環境がなく、特別加入制度として任意であることから、加入率は4パーセントと極めて低いため、労災の補償に至らず、対策が立ち遅れており、実態や事故の全体像さえもつかめておりません。

他の産業が事故情報の収集と、それによる分析・事故防止に向けた安全対策の研究によって、就労人口10万人あたりの死亡事故件数は減ってきております。農業においては10万人あたり死亡事故件数は増加の一途をたどっており、2008年には10万人あたり12.5人。これは危険と思われる建設業を超える状況で、いまや、農業が最も危険な職業となっております。

そこで、各地の自治体では、さまざま事故防止への啓発事業が行われております。

そこで、最後の質問は、農作業事故の防止について、本市の対策について伺います。

以上、登壇しての私の質問を終わります。明解なるご回答をお願いいたします。

○市長（北村新司君）

個人質問、公明党、川上雄次議員の質問に答弁いたします。

初めに、質問事項1. 市営住宅について答弁いたします。

(1) ですが、現在の八街市公営住宅再生マスタープランにつきましては、平成5年度に策定し、策定後16年が経過しております。この計画において、市営住宅の富士見団地、笹引団地、交進団地、朝陽団地につきましては、建て替えを行うとしており、追分台団地、実住団地、榎戸団地は、敷地面積が狭く、また、接する道路が狭隘なことから、用途廃止とし

ております。

また、九十九路団地、長谷団地につきましては、今後も維持管理を行うとしております。

なお、追分台団地の用途廃止は完了しておりますが、他の団地は計画策定後の経済状況の変化に伴い、用途廃止や建て替えが進んでいないのが現状であります。

現在、市営住宅の管理戸数は449戸であります。木造平屋建て住宅は建築後50年を経過し、簡易耐火平屋建て住宅も40年を経過しており、市営住宅の老朽化が進んでおります。このことから、公営住宅再生マスタープランの見直しについては、市総合計画2005第2次基本計画の中で、主な計画事業と位置付けておりますので、この計画期間内に公営住宅再生マスタープランの見直しを行いたいと考えております。

次に（2）ですが、市営住宅の入居にあたっては、連帯保証人を必要としております。

また、市営住宅の入居者が死亡、もしくは退去した場合において、入居者と同居していた者が引き続き市営住宅に居住を希望する場合は、入居の承継手続きをしていただきますが、その際も同居していた者が新しい入居名義人となりますので、入居の契約として請書を提出するときには、新たに連帯保証人を付けていただくこととなりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、市営住宅の実住団地、榎戸団地、富士見団地、笹引団地及び交進団地の一部住宅については、老朽化が著しいことから、入居の募集を停止しております。

現在、募集停止住宅の入居戸数は57戸であり、入居者に対しては、市営住宅等への移転をお願いしておりますが、入居者の方からは「住みなれた場所からは離れたくない」、あるいは「他の市営住宅等へ移転すると家賃が高くなるから」などの理由で、移転が進んでいないのが実情であります。

他の市営住宅等への移転を促進するための規則等の制定についてであります。現在は市営住宅の建て替えを進めるため、「八街市営住宅建替事業に関する要綱」が制定されておりますが、用途の廃止のみを進めるための規則等はありませんので、新たな制度の制定については、今後、検討してまいりたいと考えております。

次に、質問事項2. 住みよい街づくりについて答弁いたします。

（1）ですが、代表質問3、京増議員に答弁したとおり、商店街振興につきましては、平成14年に八街駅南口商店街振興組合が設立され、以来、市及び商工会議所が連携し、中心市街地活性化に向けた八街ティ・エム・オーの活動を支援し、取り組んでまいりました。

近年、取り組んできた事業では、空き店舗対策として「ギャラリー悠友」の開設、また、駅周辺への集客事業として、ボックスショップ「ぶらんみなみ」の開設及び宝くじ販売事業などに取り組んできたところであり、昨年度は雇用創出と空き店舗対策を兼ね、八街市推奨の店「ぼっち」を開店したところであります。この対策では、商店街にある空き店舗を、とりあえずシャッターを開けてにぎわいを創出しようと試みた事業であり、結果、数年間空き店舗になっていた場所が開店するなど一定の効果があったものと考えております。

今後も引き続き、八街ティ・エム・オー構想に基づき、関係機関と連携のもと、各事業に

取り組んでまいりたいと考えております。

次に（２）ですが、八街駅北側地区土地地区画整理事業を推進する中、公共核施設用地につきましては、複合的な文化施設の整備を計画しているところでございますが、実際に整備するとなりますと、現在の本市の極めてひっ迫した財政状況にあつては、早期に建設する状況にはございません。将来的に施設整備するまでの間は、多目的広場等として、市や市民団体の行事での活用、あるいは民間への賃貸借など、民間活用も含めまして、暫定的かつ有効的な土地利用が図れるよう、さまざまな視点に立ち、現在、関係各課において検討しているところでございまして、年度内には一定の方向性を決定したいと考えております。

次に（３）ですが、高齢化や人口の減少が進展する中で、地域経済の情勢は厳しく、小売店が閉店するなど、日常生活において買い物に不便を感じている高齢者等が増えている状況であると考えております。

本市においても、幹線道路沿線を中心に郊外沿道型の大型小売店が多くあるものの、八街駅周辺の商店街にはスーパー等がなく、買い物に不便を感じておられる方がいることも聞いております。しかしながら、現時点で新たにスーパー等の出店する予定がございませんので、現在ある八街市推奨の店「ぽっち」や「土曜市」をさらに充実させ、利便性の向上を図るとともに、今後、八街駅南口及び北口の商業核も含めた中で、地権者、関係機関との話し合いの場を設け、協議してまいりたいと考えております。

次に（４）ですが、現在、八街市宅地開発事業指導要綱の見直し作業を行っているところでございます。その中で、３千平方メートル以上の開発面積が要件にあたる、公共施設整備寄附金につきましても検討してまいりたいと考えております。

次に、質問事項３．防犯灯について答弁いたします。

（１）ですが、本市の防犯灯の設置としましては、２０ワットの蛍光灯と６０ワットの高圧ナトリウム灯により整備しているところでございますが、近年、消費電力によるＣＯ₂削減を目的とした、温室効果対策や照度等を検討するため、ＬＥＤによる防犯灯を試験的に設置したところでございます。しかしながら、ＬＥＤ灯の長所である、通常灯の電球にあたるＬＥＤ部分は、長寿命であるものの、これを制御する器具部分の耐久性が実証されていないことや、蛍光灯型に比べ、設置費用が２倍以上となっていることなどであることから、引き続き、費用対効果等を見比べながら検討してまいりたいと考えております。

次に（２）ですが、現在、本市の防犯灯の電気料金は、東京電力から送付される月ごとの請求により毎月払いとして処理をしておりますが、一方、東京電力には、街路灯や防犯灯など定額制供給の口座振替で支払いをしている需要者を対象とした電気料金の割引ができる「一括前払サービス」制度がございます。これは、１２カ月分をあらかじめ、全額支出する制度となっており、月ごとの停電や移設に伴う動向を見るため、必要な明細が送付されていないといった欠点等もございます。

しかしながら、地方自治法施行令でも電灯料の一括前払いに係る制度が可能である旨が記載されていることから、これらに関する諸条件等の研究も必要でありますので、経費削減対

策につながれば、前向きに検討をしてみたいと考えております。

なお、東京電力に確認したところでは、東金営業所管内で実施している自治体は、現在はないとのことでございます。

質問事項４．里山保全について答弁いたします。

（１）ですが、里地里山の保全活動を促す「生物多様性保全のための活動促進法」、通称里地里山法が、去る１２月３日の衆院本会議で可決され、成立いたしました。これにより、手入れの行き届かない里山の整備や野生動物の保護・管理・在来種を脅かす外来種への対策など、地域の実情を反映した地域連帯保全活動計画を策定することができるようになりました。

里山とは、人が日常生活を営んでいる地域に隣接し、または、近接する土地のうち、人による維持、もしくは管理がなされており、もしくは、かつてなされていた一団の樹林地、または、これと草地、湿地、水辺地、その他これらに類する状況にある土地とが一体となっている土地とされております。

市といたしましては、今後、このような里山に該当する地区の現況把握に努めるとともに、今後、施行される里地里山法の趣旨を十分研究し、この活用方法について検討をしてみたいと考えております。

次に（２）ですが、本市の大部分は平たんな大地にあり、市街地周辺に畑作地帯が広がり、さらに、その周辺の低地には谷津田など水田地帯も見られ、防風機能や水源涵養機能等を有する森林も存在し、緑豊かな環境にあります。

市といたしましては、今後、人々がこうした土地を里山として、さらに自然と親しめる場として十分活用することのできるよう、また、この豊かな自然を次世代に継承できるよう、自然の大切さに関する学習機会の拡充や啓発活動を推進しながら自然環境の保全、維持に努めてまいりたいと考えております。

次に、質問事項５．農業問題について答弁いたします。

（１）ですが、長引く経済不況を背景とした消費者の購買意欲の低下や低価格志向などの影響で、農産物の価格も低迷し、回復の兆しは、いまだ見えない状況となっております。

こうした中、本市の基幹産業である農業を営む方々の所得向上と経営の安定を図るためには、農産物のブランド化が有効な手段の１つであると考えております。

本市では、生産者や農協等の関係団体の努力により、安心・安全でおいしい農産物が生産されており、市場でも高い評価を得ていますが、「八街産農産物イコール安心・安全でおいしい農産物」というイメージは、まだまだ消費者に浸透しているとは言えませんので、ＰＲ活動を引き続き行い、消費者に広く周知することにより、農産物の評価が高まり、八街産野菜としてのブランド化が進むものと考えております。

今後も生産者や関係団体が行う取り組みに対して、引き続き、さまざまな支援策を講じてまいりたいと考えております。

次に（２）ですが、新規就農者に対する支援につきましては、従前より、さまざまな対策

を実施してまいりましたが、来年度、新たに新規就農者や意欲ある経営体を支援する、経営体育成支援事業を国に対し、要望しているところでございます。

この事業は、新規就農者の経営の早期安定を図るため、農業用機械や施設の導入など、初期投資の軽減を支援するもので、現在、2名の新規就農者から事業の実施について要望を受けているところでございます。

今後も、国、県等の補助制度を有効に活用し、新規就農者の支援・確保に努めてまいりたいと考えております。

次に（３）ですが、近年、さまざまな農業機械が普及している一方、従事者の高齢化、兼業化等により、機械操作のミスや不慣れな操作が重大事故に結びつき、依然として全国では約400人もの方々が農作業事故で亡くなっております。

幸いにも、本市で重大事故は発生しておりませんが、農作業事故防止を図るため、ポスターの掲示や農家組合連合会を通じ、事故防止の啓発を行っております。

今後も引き続き、啓発等を実施し、事故防止に努めてまいりたいと考えております。

○川上雄次君

ご答弁、大変ありがとうございました。では、自席にて何点か、質問させていただきます。

まず最初に、市営住宅についてであります。この連帯保証人制度というのは、当初からあったものではなくて、途中から加わった項目であるわけなんですけれども、先ほど紹介した国の法律の公営住宅法では、その入居資格に生活保護所帯の方が掲げられておりますけれども、この辺は担当課は認識していらっしゃるのでしょうか。

○建設部長（糸久博之君）

連帯保証人の次に聞こえなかったのですけれども。

○川上雄次君

では、もう一度。公営住宅法では、入居資格として生活保護所帯というのを有資格者として掲げていますけれども、この辺の認識はございますか。

○建設部長（糸久博之君）

入ってございます。

○川上雄次君

同じ法律の中で、事業者が入居者に不当な義務を課することはできないとなっているんですけれども、厚生課の方で生活保護の方に自立して自活するためにも、市営住宅を進めることが多いんですけれども、その生活保護を受ける方というのは、非常に厳しい状況の方が多くて、連帯保証人がなかなか確保できない。それで、市営住宅に入れないと、そういうような現実があるんですけれども、これは上位法である国の法律で資格を与えていながら、市の基準で排除していると。そのようにも見えるんですけれども、この辺はどのようにお考えでしょうか。

○建設部長（糸久博之君）

市としましては、基本的には連帯保証人を付けていただいておりますが、その市営住宅

管理条例第10条3項の規定におきまして、市長は特別な事情があると認める者に対しては、請書に連帯保証人の連署を必要としないことができるとなっておりますので、入居申込者が連帯保証人を付けることができない場合は、その内容がわかる理由書や資料を提出いただければ、しやすい形で判断をいたします。

○川上雄次君

わかりました。ありがとうございます。私も個々にいろんな相談を受けていく中で、民生委員の方が、この条例があるので、保証人になりましたと。また、ケアマネジャーさんもそういう方がいらっしゃいましたけれども、1人はいいいけれども、2人も3人も頼まれて困っていると、そういうことがありましたので、ケース・バイ・ケースで、その辺もよく見ていただいて、本当に住宅に困っている方に市営住宅が提供できるような、その辺のご配慮をよろしくをお願いします。

それから、次の項目に移りますけれども、文化的核施設用地、5千平米もあります。これを市民のために活用すべきだと、施設が建つまで。このように思うんですけれども、先ほど市長答弁の中にご同意いただきましたけれども、最後のところで民間への貸し出し等とのくだりがあったんですけれども、これは市民のために活用すべきだと思うんですけれども、これは民間に貸し出すというのは、どういう観点で、また、どんな市民に還元する考え方が出てきたと担当課としては考えているのか、お聞きします。

○総務部長（浅羽芳明君）

この核施設用地につきましては、以前から答弁しているところでございますけれども、早急に有効利用できるように結論付ける必要があるということでございます。今現在、関係各課で検討しているところでございまして、事務レベルでの検討内容ということで、ご答弁を差し上げれば、これにつきましては、今の暫定利用の方法として民間利用、民活ということでございます。これにつきましては、1つは歳入確保といった側面もございますので、1つの手法として考えているということでございます。

○川上雄次君

この核施設用地の活用というのは、歳入確保の話ではないんですね。これだけの用地を市民の街づくり、活性化だったりとか、イベントとか、そういったもので活用すべきだという提案なので、これを貸して歳入に充てようと、そういうようなものではないんですね。これが民間の手に渡ってしまえば、議会の手も届かない、市民の手も届かないという形になりますので、それは、ぜひとも、そういう考え方は改めてもらって、本当に市民の皆さんに活用できる、そういった活用をお願いしたいと、強い要望をしておきます。

それから、防犯灯について、先ほどの答弁の中で、器具等の検討で問題点の指摘がありましたけれども、かなり器具の値段も安くなって、技術も進んで、それで多くのメーカーの商品カタログを見ますと、イニシャルコスト、最初のコストが4年で回収できると。4年以降はプラスになっているんですね。そういった大きな経済的な面があるのと同時に、CO₂の削減効果が非常に大きい。例えば50灯導入すると、CO₂が1千170キログラムの削減、

+

64パーセントのCO₂の削減になって、例えばブナの木でいえば106本分だと。50灯だけなんですね。八街市の防犯灯の灯数、今、何灯あるのか、担当課、わかったらお願いします。

○総務部長（浅羽芳明君）

約5千基でございます。

○川上雄次君

50灯でこれだけなので、5千灯となったら、その100倍のCO₂削減効果もあるし、また、経費的にも安くなってくるというデータがありますので、ぜひとも、LED防犯灯の積極的な活用をお願いしたいと思います。

あと、もう1点、一括前払いすると非常に大きな財政的な軽減につながります。そういった意味で、東金管轄管内では、どこもやっていないということですが、逆に八街が最初に導入して、この辺を頑張っていたら、5千灯分の前払いということになると、すごい電気料金の削減につながります。どうせ払うわけですから、前払いしても同じなわけなので、それで浮いた分でLEDを増やすとか、また、ほかの防犯活動に使うとか、そういった形ができると思うので、その点、もう一步踏み込んだご回答をいただきたいんですけども、いかがでしょうか。

○総務部長（浅羽芳明君）

ご指摘のとおり、一括前払いということで、1つの契約について、ひと月あたり10円ほど安くなるというようなことで、私どもの方も確認しております。市長答弁でも前向きに検討したいと申し上げたところでございます。調査項目、これから研究しなければいけない項目として、口座振替が前提ということになっております。これをどうするかということ。それから、また、せっかくのご提案でありますので、防犯灯のほかにも市には道路照明とか、公園の照明等もございまして、それらも含めて前向きに検討させていただければというふうに思っております。

○川上雄次君

ありがとうございます。防犯灯プラス、そういった照明も加われば、さらに大きな削減に結び付くと思います。つくばみらい市では、もう既に導入していますので、そういった事例も参考にしながら、八街一番乗りで、ひとつよろしくお願いします。

続きまして、里地里山保全ですけども、八街市は本当に自然豊かな街でありますけれども、しかし、その基礎的データというのが、きっちりないんですね。隣の話をしてあれですけども、佐倉市さんでは、谷津環境保全指針というのを設けて、詳細な動植物の調査、また、谷津田がもともと幾つあったのか、今どうなっているか、開発されてなくなっているとか、本当に高校なんかとも協力しながら、詳細なデータで、また、毎年ワークショップを行って、市民も参加しての調査等々をやっているようです。本市でも、その辺の調査・研究、そして保全に、ぜひとも力を注いでいただきたいと、このように思います。

また、最後の農業問題の中で、特に農業のいろんな事故が多くて、最も危険な職種として

農業が捉えられていると。そういう時代になっております。高齢化だけではなくて、今まで各部で農作業をしていたのが、夫婦での作業になったり、また、奥さんがパートに出て、ご主人が1人で仕事をしていると。それで、事故が増えていると、そういうことが、農林水産省の方のデータでも出ておりました。農水省としても、今、農作業を啓発、防止のいろんなツールを開発して、そして講習会等に力を入れております。ぜひとも、そういうところとも連携しながら、本市の大事な農業ですので、農業に対する施策、取り組みは一番だと言われるように、この辺の命に関わることにしても力を注いでいただきたいと、このようにお願いして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（古川宏史君）

以上で、公明党、川上雄次議員の個人質問を終了します。

会議中でありますが、ここで、10分間の休憩をいたします。

（休憩 午後 2時56分）

（再開 午後 3時06分）

○議長（古川宏史君）

再開する前に、加藤弘議員より、一般質問をするにあたって、参考資料配付の要望がありましたので、これを許可しました。

再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、やちまた21、加藤弘議員の個人質問を許します。

○加藤 弘君

やちまた21の加藤弘でございます。

このたびの選挙で当選されました北村市長、おめでとうございます。就任早々の12月議会に多くの質問が出されており、大変ご苦労さまです。それだけ、たくさんの市民が新市長の手腕に期待を寄せていることをお考えください。

それでは、質問に入らせていただきますが、北村市長のマニフェストを見せていただきますと、市財政に不安は全くないと述べてこられましたが、ここ数年の八街市の財政では新しい課題を盛り込むことは大変難しいのではと心配をさせられます。しかしながら、市民の行政に求める課題は無限に多くあることを認識していただきたいと考えるところであります。

北村市長のマニフェストを熟読させていただきますと、前市長時代に検討されてきたことが多いのではないかと私には読み取れますが、何か新しい変化球でも編み出し、この中に盛り込まれているのでしょうか。

まず初めに、健康と思いやりあふれる街づくりについてお伺いいたします。

市民誰もが、一生健康で人の世話にならずに、楽しい人生を送りたいと考えていると思いますが、現実には一人ひとりの環境的な問題や経済的な問題等などから、思うように健康で楽しい一生にならないのが人間の人生ではないのでしょうか。

先般、新聞のコラムにも似たようなことが出ておりましたが、昔、ピアノ奏者の知人から

+

大きい音は誰もがうまく奏でることができるが、小さな音はなかなか上手に奏でることができず、むずかしく、小さい音がうまく奏でられるようになれば、ピアノ奏者として一人前のピアノ奏者ですとの話を聞いたことを思い出しました。

北村市長におかれましても、多くの方々の声や各種団体の方々の声も、十分聞く必要もあり大切なことと思いますが、市民一人ひとり、また、時間のとれるときは、庁舎内を歩いていただき、職員一人ひとりの小さな声も大切にし、日々の行政運営に活かしていただきたいと思いますところであります。

まず、質問要旨の第1は、ひとり暮らしの高齢者世帯への訪問制度の確立についてお伺いいたします。

質問要旨の第2は、生涯にわたる健康づくりの推進についてお伺いいたします。

質問要旨の第3は、障害者福祉の充実についてお伺いいたします。

質問要旨の第4は、人間ドックの助成についてお伺いいたします。

質問の第2は、子育て支援の充実についてお伺いいたします。

子育ては、親や家族が中心となり、家庭においては、躾、礼儀などをしっかりと身につけていただき、学校、教育機関等においては、社会生活や勉強などの教育を子ども自身に身につけさせ、習慣付けるため、行政として可能な支援をすべきと私は考えておりますが、とかく今の時代においては、経済的支援に走るのが現代社会の傾向ではないでしょうか。

若い親の方々の多くは、自分たち夫婦と子供たちだけの自立した生活を望み、一戸一戸の経済的負担も大きくなってきているのが現実ではないでしょうか。そのような中、生まれて間もない子どもを保育園に預け、働かなくてはならない環境が生まれ、ゼロ歳児保育が多く望まれる状況が現在の八街市の現実ではないでしょうか。

そこで、質問要旨の第1は、保育所待機児童の解消についてお伺いいたします。

質問要旨の第2は、中学校3年生までの児童医療費助成の早期実施についてお伺いいたします。

質問の第3は、教育環境の整う街づくりについてお伺いいたします。

教育環境の整う街づくりとは、どのような状況を想定し、考えられた言葉なのか。マニフェストの内容から疑問を多く感じながら質問いたしますが、このマニフェストについても多くが第2次基本計画の中で実施が決められたことが多いのではないのでしょうか。私は英語教育については、小学校に入ったら早い時期に始めれば、それだけ脳の中に能力として多くが吸収され、これからの人として、また、国際人としての活躍等、新たな期待も持てるようになるのではと考えるところであります。

そこで、質問要旨の第1は、交進・川上・八街東小学校の耐震補強工事についてお伺いいたします。

質問要旨の第2は、朝陽小学校の校舎全面改築についてお伺いいたします。

質問要旨の第3は、小学校での英語教育についてお伺いいたします。

質問要旨の第4は、中央グラウンドの施設整備についてお伺いいたします。

以上で、第1回目の質問を終了いたします。市長がマニフェストで市民に約束してきたことの一部ですので、教育問題も含め、市長自身の言葉での答弁をご期待いたします。

○市長（北村新司君）

個人質問、やちまた21、加藤弘議員の質問に答弁いたします。

初めに、質問事項1. 健康と思いやりあふれる街づくりについて答弁いたします。

(1) ですが、代表質問、横田議員に答弁したとおり、ひとり暮らし高齢者世帯への施策といたしましては、緊急通報装置の設置管理事業、高齢者世帯への配食サービス事業を実施しており、民生委員等と連携を図りながら、高齢になっても住みよい街づくりに努めているところでございます。

ボランティアや民間団体などの協力を得ながら、ひとり暮らしの高齢者の訪問制度を構築してまいりたいと考えております。

次に(2)ですが、本市では、市民誰もが生涯にわたって、生き生きと暮らせる街を目指し、八街市総合計画第2次基本計画を策定し、子どもから高齢者まで、各年代に応じた事業を展開しています。

妊娠中は、「母子健康手帳」及び「妊婦健康診査受診票」の交付、また「母親学級」や「両親学級」の開催、個別相談への対応や家庭訪問を行い、赤ちゃんが生まれた後は、「新生児訪問事業」や「こんにちは赤ちゃん訪問事業」を実施しています。

乳児期から幼児期は、「乳児相談」や「健康診査」、各種「予防接種」を実施しております。

また、保育園や幼稚園、小学校に出向いてのむし歯予防のためのブラッシング教室も行っています。

成人を対象とした保健事業では、「健康手帳」の交付や「健康相談」「健康教育」を行い、「メタボリックシンドローム」等をテーマとした健康教室を実施しています。

集団健康診査としては、「特定健康診査」や「結核健康診断」を、また、がん予防では、胃・大腸・前立腺・肺のがん検診と、子宮頸がんや乳がん検診を実施しています。

高齢者に対する保健事業は、「後期高齢者健康診査」や「高齢者の健康」「低栄養予防」「口腔機能向上」などの健康教室を行い、また、寝たきり状態の方への「在宅訪問歯科診療」を行っています。

このほか、保健推進員に市民の健康づくりのパイプ役となっただき、「運動」や「栄養」「子育て」といったテーマ別伝達講習会で地域の方々に健康づくりを呼びかけています。

今後も市民の皆様の健康維持増進を図るために行っている、栄養のとり方や手軽にできる運動の教室等に参加していただけるよう啓蒙に努めてまいりたいと考えております。

次に(3)ですが、障がい者が地域で安心して暮らせる社会の実現を目指して、障害者自立支援法が施行され、障害者福祉サービスの給付や補装具の支給、医療費助成など、障がい者に対するさまざまな支援が実施されております。

また、これら福祉サービスのほかに、本市では、障がい者の経済的負担軽減や社会参加の

+

促進のため、リフト付き専用車両の貸付事業や難病療養者への見舞金支給事業、重度心身障がい者への福祉タクシー助成事業などを市の独自事業として実施しているところであります。

障がい者のニーズに適した障害福祉サービスの給付や、きめ細やかな障害者支援のために、障がい者や、その保護者等からの要望や希望などの相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行う相談支援を強化し、各福祉サービス支給や、その他、実施事業に加え、いろいろな関係機関等のネットワークから、より充実した支援につなげ、障害者福祉の向上を図ってまいりたいと考えております。

次に（４）ですが、代表質問４、鯨井議員に答弁いたしましたとおり、今後の医療費の削減のため、また、長期的には国保財政の安定に寄与するものと考えられることから、公約にも掲げましたとおり、短期人間ドック費用の助成について、実施の方向で具体的に検討してまいりたいと考えております。

次に、質問事項２．子育て支援の充実について答弁いたします。

（１）ですが、代表質問、横田議員に答弁したとおり、現時点においては、施設の整備計画がないことから、国が定めた児童福祉施設最低基準を遵守した上で、保育士が確保できれば、少数ではありますが、受入数を増やせることが確認できましたので、必要となる臨時保育士の経費を新年度予算に計上するよう担当課に指示したところであります。

なお、今後も国の動向を踏まえながら、待機児童の解消策を調査・研究し、保育園の待機児童を１人でも多く解消することができるよう努めてまいりたいと存じます。

次に（２）ですが、代表質問、横田議員に答弁したとおり、本市の児童医療費助成事業につきましては、昨年９月から小学校３年生までを対象に実施し、さらに、本年４月から小学校６年生まで対象を拡大したところでです。

現在の国内の経済状況等を見ますと、少子化対策の一環とする子育て家庭への経済的支援の重要性を十分認識した上で、ご質問の中学校３年生までの医療費助成事業の拡大につきましては、平成２３年４月から実施する方向で考えております。

質問事項３．教育環境の整う街づくりにつきましては、教育に関する質問でございますが、私の公約に関するものですので、私から答弁いたします。

内容につきましては、既に、代表質問、横田議員に答弁したとおりですが、（１）（２）につきましては、一括して答弁いたします。

朝陽小学校改築並びに交進・川上・八街東小学校の耐震補強工事につきましては、まずは耐震性の低い朝陽小学校の校舎、あわせて体育館の改築事業に、第２次基本計画期間での完成に向け取り組んでまいります。

他の耐震補強につきましても、耐震診断結果を踏まえ、できるだけ早期の実施に向けて取り組んでまいります。

なお、整備にあたっては、耐震補強に合わせ、大規模改造を実施し、よりよい教育環境を整えてまいりたいと考えております。

次に（３）ですが、今後も小学校の外国語活動の充実のために、教材教具の整備やＡＬＴ

を活用した生きた英会話の指導、さらには職員の指導力向上のための研修の充実に向け、支援してまいりたいと考えております。

次に（４）ですが、中央グラウンドにつきましては、昭和２９年に、当時町営グラウンドとして完成し、以来、野球場として広く市民に利用していただいております。

現在では、年間の利用件数が４００件以上で、利用人数は１万５千人を超えております。最近の改修では、平成１９年度にバックネット裏の庇を全面改修したり、平成２０年度では利用団体の協力も得まして、内外野のフィールド全体を整備しました。今年度におきましては、隣接地や市道に迫り出していました枝を伐採するなどし、維持管理に努めているところであります。

今後の改修につきましては、平成元年３月に完成した夜間照明施設が２１年経過したことから、柱を含めた全体の塗装の塗り替えを優先的に進めたいと考えております。このほかにも必要に応じて修繕等を行ってまいります。

○加藤 弘君

それでは、自席にて再質問させていただきます。

今現在、民生委員、八街市は国の基準からいくと何名いるのか。認められているのか。現実には、何人在籍されているのか、教えてください。

○市民部長（森田隆之君）

国の基準でいきますと１１４名必要ですが、実際には９１名という状況でございます。

+

○加藤 弘君

これだけで２３人マイナスですね。そこへ、北村市長はひとり暮らしの高齢者世帯への訪問制度、この民生委員の方々の力も活用するとおっしゃっています。民生委員の方々、法律等も変わって、大分仕事の内容も煩雑になり、量的にも増えると思います。この方々に、また、これ以上の負担をかけていかれるのか。新しい民生委員、この不足している分だけでも、少なくとも補っていくのか。その辺の考えは、市長いかがですか。

○市長（北村新司君）

高齢者の訪問制度につきましては、まだ、民生委員の方々と話し合いを行っておりませんが、過度に負担にならないよう、ボランティアや民間団体など、さまざまな社会資源を活用することを視野に入れ、八街市に合った高齢者訪問制度を構築してまいりたいと思っております。

○加藤 弘君

これは、訪問制度、市長の考えとしては、いつ頃から実際に活動させたいという考えをされておるか、お願いいたします。

○市長（北村新司君）

まだ、時期につきましては明言できませんけれども、しっかりと八街市に合った訪問制度を築きたいので、しばらく時間をいただきたいと、そう思っているところでございます。

○加藤 弘君

昔、市長もご存じのように、ヤクルトの配達の方たちの協力をいただいてやってきて、なかなかうまくいかないという経緯がございましたので、せっかく始めるからには、やはり継続できる形をとっていただきたいと。確かに独居老人なんかもいらっしゃいますし、なかなか人と交わるのを嫌がる高齢者の方もいらっしゃいます。そういう中で、大変難しい訪問になるかと思いますが、やはり実際に必要なことだと思いますので、そのように十分含んで、あせらずに検討してやっていっていただきたいという考えであります。

それと、人間ドックの助成等をさっき伺いましたけれども、北村市長が選挙中に掲げていました仮称、東金九十九里医療センター、これについても、八街市民の利用についてを考えているようなことをおっしゃっておいりました。この利用については、どのように考えているのか。をまず1つですね。それで、その中で自由に利用できる体制づくりということもうたわれておいりました。これがどういうことなのか。その辺を含めて、この2つを市長の方からお願いいたします。

○市長（北村新司君）

仮称、東金九十九里地域医療センターにつきましては、山武医療圏で整備すべきものと考えておりますし、本市は加入していませんが、加入しないと利用できないと誤解されている市民の方々もいらっしゃいますが、病院は国内どこでも自由に診療できるわけですので、広報やホームページを利用し、広く市民の方々に自由に利用できる体制をお知らせしたいということをしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○加藤 弘君

それでは、2番の方です。保育所の待機、先ほど皆さんのお手元にも待機状況の載っている紙を配付させていただきました。この中で、昨日の質問の中でも55名の待機児童がいるということでしたね、全体でね。12名に関しては、年度当初の待機児童で、それは解消できるというような、この臨時職員の採用によって解消できるというお話がございましたけれども、あと43名をどのように解消していくのか。これが、まず1つですね。それをお聞かせください。どういうふうに考えているのか。これは、担当でいいですよ。

○市民部長（森田隆之君）

今後の待機児童の解消策でございますが、保育園以外の公共施設、昨日もお話ししたんですけれども、これらの有効活用が図れないか、まず、再度検証したいと考えております。これは、教育施設も含め、引き続き研究してまいりたいというふうに考えております。まずは、そういった方向でございます。

○加藤 弘君

昔、風の村の施設ができることによって、待機児童は解消できますよというような答弁も議会の中でされているのを皆さんも覚えがあるかと思います。現実問題、これが解消どころか、皆さんのお手元にある数字になっているという現実がございます。こういう中で、今、幼稚園等が空き教室があったりして、児童クラブに使わせていただいたりもしております。やはり、足りないところもあれば、足りて余ってしまっているところもあるというような。

これは、数年前からお話ししていますけれども、管轄が違うということで、幼稚園、保育園のそれぞれの太もとの管轄が違ふということで、なかなか横の連絡がとれていないと。また、横の連絡ができていないと。その辺、まず、足らない方の立場からは、どういふ考えでおられるのか。よその町では、幼保一元化といふことを実現しているところもあります、現実には。私が知っている中でも、今、横芝光町になっていますけれども、光町なんかも、やはり民間で幼保を一緒にやっている、昔始めました。始めた当初は、国の機関から相当やはりクレームがあったり、本人たちに言わせると国からいじめられたといふことまで言うておりましたけれども、そういうこともあったそうです。ですが、今は逆にやはりいろんな面から、あちこちから視察に訪れているという状況も多くございます。そういうふうにより時代の変化により、いろいろ変わってきております。たとえ、監督官庁が違ふと何しよう、現在、八街市が置かれている現状の中で、対応できる方法を探すのが行政の役割だと思ふんです。これは、誰が市長になろうと、誰が担当であろうと、やはり努力するのが、自分たちの仕事だろうと思ふます。この辺は、まず、足らない方の市民部長として、どういふ考えをされているか。その辺を再度お聞きしたいと思ふます。

○市民部長（森田隆之君）

まずは、先ほど申し上げました、空いている施設を利用して、保育園の分園のようなものができるといふことが、まず、1つあります。その次の段階としましては、施設の建設といふようなこととなりますが、施設の建設につきましては、市の運営といふこととなりますとかなりの財政負担が必要になりますので、慎重に検討させていただきたいと思ふます。

また、きのうもお話をしましたけれども、風の村保育園のような私立の保育園、これらの誘致、申請があれば、それらに委託をして運営をしてもらうといふのも、1つの方法だといふふうにご考えております。

○加藤 弘君

しつこくて申し訳ないんですけども、教育長、今現在、幼稚園の教室が余って児童クラブ等にお貸ししていますよね。そういう貸す方の立場として、これから、また、余っているかと、そう予想される立場として、お互いに横の連絡をとることができないかどうか。監督官庁が違ふのも十分わかります。そういう中で、お互いに譲り合って、うまく活用ができるかどうか。第一幼稚園なんかも、実際問題、児童クラブに貸して、いろんな用具がどうのこうのといふ話も伺っています。やはり幼稚園生が上がるところに小学生が上がって遊んだりなんかもしていますので、相当傷みも激しいといふこともわかっています。なかなか使ってはいけないといっても子どもですから、現実問題、使っていることも十分わかっています。そういう中で、無理は承知の中で、財政的な問題もありますので、この辺ちょっと目をつぶるところはつぶって、お考えを聞かせてください。

○教育長（川島澄男君）

幼稚園の方の教室は、これから行くと少数になっていくんですけども、教室は余っていくといふ計算になるんですけども、それをきめ細かな指導といふことで使わせていただく

と、教室は余っていかなくなっていくと。しかし、待機児童ともあわせ、また、今、幼保一体化ということも言われてきておりましたので、幼稚園として、この幼保一体型を教育委員会はどういうふうに研究していったらいいのだろうと。人の問題、施設の問題、金銭的な問題、そういうところから研究を進めていかなくてはいけないんだなというふうに考えております。以上です。

○加藤 弘君

では、それでは、市長にお尋ねします。今、市民部長、教育長のお考えを皆さんの前で伺いました。それぞれのご答弁がございました。それに関しまして、今お二人の意見をお聞きした上で、市長は今後この問題、建物を増やしていくのか、それともお互いに融通し合って何とか協力して、うまく費用のかからないような進め方をされていこうとするか。どちらを選んでいかれるのか。今の状況での、先に変化があったって構いません。今の時点での考えをお聞かせください。

○市長（北村新司君）

ただいま市民部長、あるいは教育長からご答弁がございましたけれども、関係各課で、これから研究して、どのような方向がいいのか、研究してまいりたいと思っております。

○加藤 弘君

教育問題の中で、耐震補強工事、これは3校ございますけれども、まず、どこから手を付けなければいけないのか。どこの学校から、どういう状況なのか。その辺を詳細にわかれば教えてください。

○教育次長（越川みね子君）

ただいま交進・川上・八街東小学校3校の耐震補強については、児童の安全確保の上からも早急に実施しなければならない事業と考えておるところでございます。耐震診断結果におきまして、校舎の老朽化を総合的に判断いたしまして、順次整備に向けた計画を立ててまいりたいと考えております。

順位といたしましては、建設年度の古い川上小学校から整備してまいりたいと考えております。工事に際しましては、補強工事のほか、大規模改造も合わせまして、実施し、教育環境を整えてまいりたいと考えております。財源につきましては、国庫補助金等を含めた措置について、関係機関と協議してまいりたいと考えております。

○加藤 弘君

これは、財源は総額でどのくらいを見込んでおられますか、3校で。

○教育次長（越川みね子君）

3校で申し上げますと、4億1千700万円程度を見込んでおります。

○加藤 弘君

何か、3校で4億円というのは、随分安いような気がしますけれども、これは校舎全部ということではないですね。部分的にということですね。耐震の補強だけということですね。

○教育次長（越川みね子君）

はい。

○加藤 弘君

それと、中央グラウンドの整備。昨日の答弁の中にも照明の塗り替えということがありましたよね。これは、私が前に聞いている話では、1千200万円ぐらい必要だというようなお話も伺っております。これは、1千200万円という数字は、伺っておりますけれども、この費用の中には、財政課長、きのう経済部長が言ったニンジンの絵なんていうのは、含まれているんですか。

○財政課長（加藤多久美君）

何か私の回答みたいなんですけれども、今、実際、中央グラウンドの照明、塗装関係につきましては、予算の要望が上がっておりまして、基本的に新年度予算の方で、今上がっている状況でございます。その中で、私も詳しいお話は、担当の段階でございますので、総額として6基で約1千200万円ほどというような担当からの話は聞いていて、内容についてはどこまでやるかというのは、まだ、聞いておらない状態でございます。

○加藤 弘君

これは、塗装の塗り替え等、また、ほかにも工事があるということもわかっております。この期間はグラウンドの使用は、どのような方法を考えておられるのか。年間の使用件数も結構多いと思いますけれども。

+

○教育次長（越川みね子君）

工事中ということで、一応、6棟立っております。それを全部行うわけではございませんので、グラウンド使用には大丈夫だと、私は思っております。可能だと思っております。

○加藤 弘君

これは、全部の照明を塗り替えるのではないのですか。

○教育次長（越川みね子君）

現在のところ、私は担当の方から伺っているところでは、全棟を塗るかどうかというのは、まだ、伺っておりません。ただ、予算が新年度予算で要求させていただいておりますので、ただいまの財政課長さんからもお話がありましたように、私どもは保留になっているということで、私は伺っております。申し訳ございませんが、そこまでです。

○加藤 弘君

では、これは決定ではないということですね、まだね。

○教育次長（越川みね子君）

あくまでも予算が決まりますのは、3月議会になろうかと思います。

○財政課長（加藤多久美君）

ちょっと補足させていただきます。先ほど経過として、23年度、新年度予算に教育委員会の方から要望があるということで、そういう説明を私ども財政課の担当の方から聞いておるところでございますが、北村市長就任になってから、いろいろと打ち合わせをした中で、

公約として掲げてございますので、２３年度、新年度予算で予算を早速計上するのか、それから、１１月の下旬に国の補正予算が成立いたしまして、地方の支援ということで、昨年度と同じく地域活性化のきめ細かな交付金が一時配分で約５千７００万円ほど来るということで、その交付金の対象となり得るのではないかとということで、まだ、実施要綱等が内閣府から来ておりませんので、もし、対象になれば前倒しでやることも視野に入れているというのが、現時点の状況でございます。

○加藤 弘君

ということは、その国からの交付金の実施要綱を見てから、どこでやられるかということこれから決めるということですね。市長の方針としては、とにかく中央グラウンドの施設整備をしたいということは、マニフェストに載っていますので、その辺やはりできることであれば、前市長のときに、そういうグラウンドの件とか、文化会館の件とか、やはりそういう基金条例も作られていますので、そういうものも行政だけではなくて、市民にももっと協力を求め、いろんな団体にも積極的に声をかけていただき、今の市の財政でやろうといったって、基金も取り崩して使っている状態で、とてもできる状況ではないはずですから、幅広く声をかけて、いろんな形から、いろんな浄財を集めて、できるだけ早く公式の試合もできる、いろんなスポーツができる、いろんな芸能団体の方が活躍できる。よその町に行ってやらなくても済む、八街で楽しい思いができるという環境を早く市長が先頭になっていただき、あるいはそういう環境づくりを、まず、していただきたいという考えです。その辺、市長、いかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

中央グラウンドの整備等をはじめ、いろいろ市民が使う施設につきましては、多くの市民の方の意見を拝聴しながら、しっかりと進めてまいりたいと思いますので、逆によりしくお願いしたいと思っております。

○加藤 弘君

以上で、私の質問を終わらせていただきます。市長のこれからの活躍を期待していますので、よろしくお願いします。

○議長（古川宏史君）

以上で、やちまた２１、加藤弘議員の個人質問を終了します。

お諮りします。本日の一般質問をこれで終わりにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古川宏史君）

ご異議なしと認めます。

本日の会議は、これで終了します。

明日１７日は、午前１０時から本会議を開き、引き続き一般質問を行います。

長時間、ご苦勞さまでございました。

(延会 午後 3時45分)

+

+

○本日の会議に付した事件

1. 一般質問

+

+

+

+

+

+

+

+